

仙台市一般廃棄物処理基本計画

答申案

※本文中、「○○○○*」とある用語は、附属資料「用語説明」に説明を記載しています。

目次

第1章 基本事項

1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	3
3	改定の趣旨	3
4	計画推進の主体	5
5	計画の進行管理と施策の推進	6

第2章 前計画の総括と今後の課題


1	前計画の総括	7
2	将来ごみ量の見通し	18
3	廃棄物処理に関する動向と今後の課題	21

第3章 本計画の基本目標・施策の体系

1	基本的な考え方と方向性	25
2	基本目標	26
3	基本方針と施策の体系	28

附属資料

○	ごみ処理体制	47
○	ごみ処理関連施設一覧	52
○	ごみ処理の流れ	54
○	ごみ処理等の実績	55
○	仙台市廃棄物対策審議会	59
○	中間案に関する意見募集	60
○	用語説明	64



第 1 章

基本事項

1 計画の位置づけ

(1) 本市における計画の体系

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物*の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）を上位計画とし、杜の都環境プランの個別計画として策定します。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画*」については、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取り組みとして本計画に内包することとします。

このほか、市町村が策定することとされている非常災害発生時に備えた計画²については、本計画への施策の記載のほかに別途「仙台市災害廃棄物処理計画」を定めています。

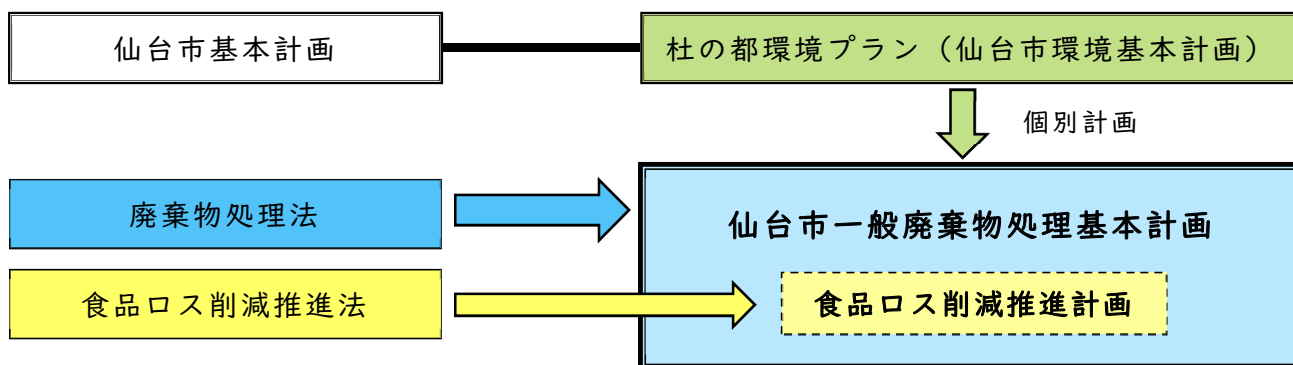


図1 本市における計画の体系

¹ 食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画のこと。

² 「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年（2016年）1月21日環境省告示）において、市町村は非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものと規定。

(2) 循環型社会形成のための法体系

ごみや資源物の処理に関しては、廃棄物処理法のほか、様々な法律が整備されています。環境基本法に基づく環境基本計画、循環型社会*形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画などが順次策定されるとともに、個別リサイクル法が施行されています。

このほか、食品廃棄物等の利活用や食品ロスの削減に向け、令和元年（2019年）には、食品ロス削減推進法が新たに施行されています。

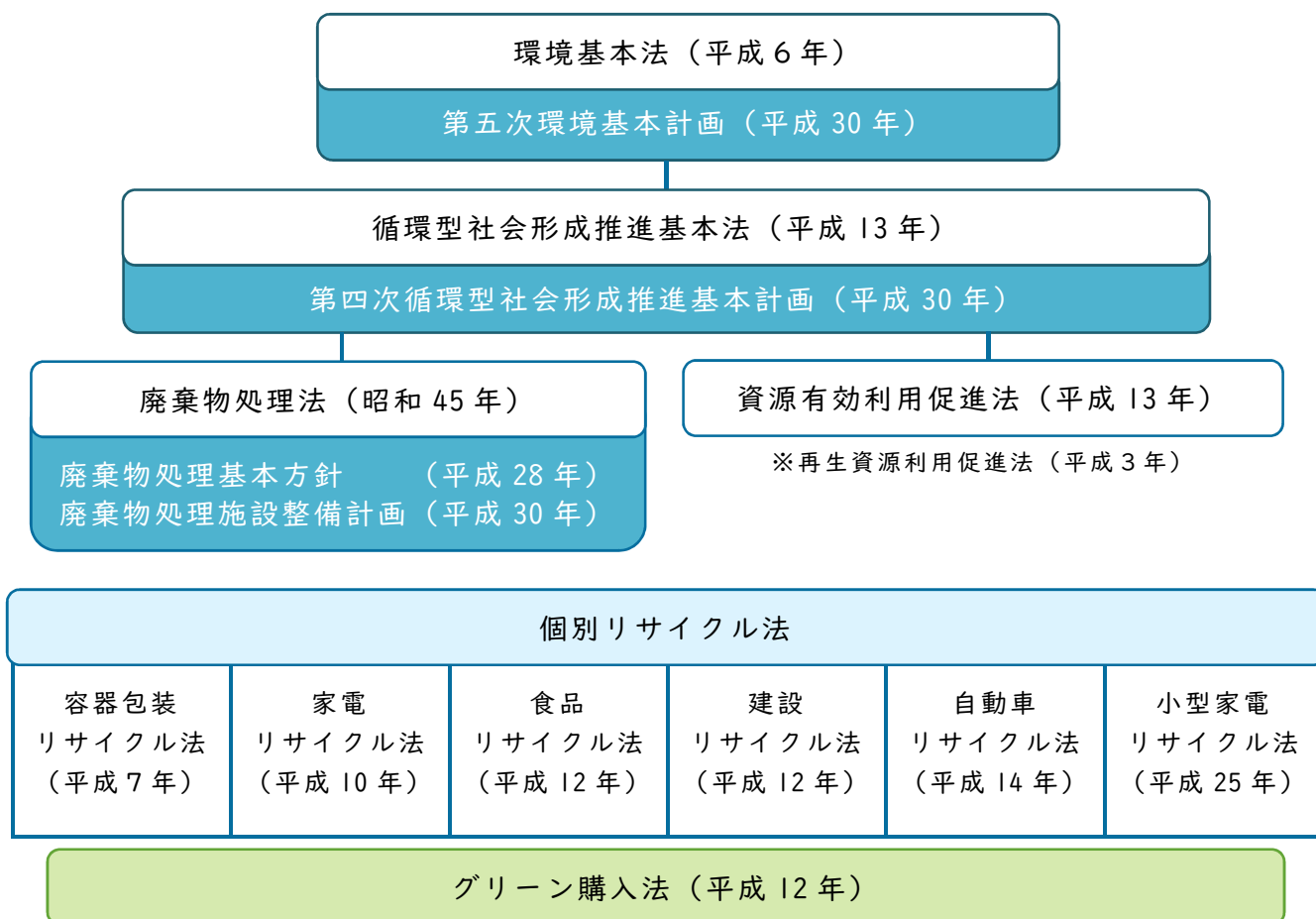


図2 循環型社会形成のための法体系

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、社会情勢の変動などで当初計画の想定に乖離が生じた場合を考慮し、5年目となる令和7年度（2025年度）に中間見直しを行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和12年度
→		← 計画期間 →		
			中間見直し	
諮問・審議・意見募集・答申		1年	5年	10年
目標基準年度	改定年度	計画初年度	中間目標年度	最終目標年度

図3 計画期間と目標年度

3 改定の趣旨

(1) 仙台市一般廃棄物処理基本計画に基づくこれまでの取り組み

仙台市一般廃棄物*処理基本計画は、市内において各家庭から排出される「生活ごみ*」や、事業活動に伴い排出される産業廃棄物以外の「事業ごみ*」の処理の基本的な考え方や方向性を定めるもので、今後10年間におけるごみ減量・リサイクルの推進に関する取り組みやごみ処理体制の指針となるものです。

本市ではこの計画のもと、これまでも「ワケルくん」をキャラクターとした「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」によるごみの分別徹底や、家庭ごみ*等の受益者負担制度（有料化）の導入など、様々な施策を実施してきました。

また、具体の取り組みを進めるにあたって、市民団体・事業者及び市により構成する「アメニティ・せんだい推進協議会」や「レジ袋削減に関する懇談会」での活動をはじめ、市民・事業者と市が密接に連携・協働しながらごみ減量・リサイクルの取り組みを進めてきた点が特色です。

前計画期間中は、平成23年（2011年）3月に実施した計画改定の直後に東日本大震災が発災し、膨大な量の震災廃棄物等の処理に直面することとなりました。

また、震災の影響によりごみ排出量が増加し、高止まりの状況が続いたことから、平成28年（2016年）3月には計画の中間見直しを行い、「WAKE UP（ワケアップ）！ 仙台」をキャッチコピーとした全市的なごみ減量キャンペーンを展開するとともに、平成30年（2018年）4月から事業ごみ等処理手数料の改定などを実施した結果、

人口が微増傾向にある中で、ごみの排出量を震災前の水準にまで減量することができました。

(2) 社会状況の変化と持続可能な社会に向けた動向

本市においても少子高齢化や今後の人口減少社会の到来、これらに伴う経済規模の縮小やグローバル化の進展など、社会を取り巻く状況の大きな変化に直面しつつあります。

前計画期間中には、平成 23 年（2011 年）に発災した東日本大震災をはじめとする地震や台風等の自然災害や、令和 2 年（2020 年）に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなど、日常生活や経済活動に大きな影響を与える出来事が発生しました。

こうした状況下においても、安定的にごみ処理を行い、市民生活や事業活動を支えることが必要であることから、災害に強い処理体制の構築を進めるとともに、ごみ処理の継続実施に向け作業員の安全確保対策を進めるなど、事前の備えの重要性が増しています。

また、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、我が国でも令和元年（2019 年）に「プラスチック資源循環戦略*」が策定され、レジ袋の有料化をはじめとするプラスチックの排出抑制のほか、適正処理・リサイクルによる海洋汚染防止の取り組みが進められています。

さらに、食品ロス削減推進法に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取り組みが行われるなど、国を挙げて持続可能な社会づくりを進める機運が高まっており、これらの世界規模で深刻化している喫緊の課題にも適切に対応していく必要があります。

(3) 資源循環都市を目指して

このような状況の変化や動向を踏まえたうえで、本市が廃棄物の適正処理に努めながら、様々な課題や不測の事態にも柔軟かつ適切に対応できるよう、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、一層のごみ減量・リサイクルを進めていきます。

本計画の改定にあたっては、前計画における基本目標の達成状況やこれまで実施・検討してきた施策の振り返りを行ったうえ、本市の強みである市民や事業者との協働による取り組みを進めることとし、今後の 10 年後、さらにその先を見据え、“杜の都仙台”の豊かで美しい環境を次の世代へ引き継ぐため、資源が循環する持続可能なまちづくりに向け、効果的で実効性のある計画となるよう見直しを進めます。

4 計画推進の主体

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の協働により進めることとし、以下のとおりそれぞれの主体が責務と役割を担い連携して取り組みます。

◎市民の役割

排出者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源物の分別徹底など、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組みます。 ○ 一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。
地域コミュニティの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>集団資源回収*</u>や地域清掃、地域ごみ出し支援活動など、地域に根ざした取り組みに協力します。

◎事業者の役割

排出事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの排出から<u>最終処分*</u>に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。 ○ 資源物や産業廃棄物の分別徹底に努めた<u>事業ごみ*</u>の適正排出を推進します。
生産者責任等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進します。

◎市の役割

排出者としての責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「仙台市環境行動計画」の実践により、市民や事業者の模範となるべく、市職員一人ひとりが率先してごみ減量・リサイクルの推進に努めます。
計画・施策の実行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。 ○ ごみの排出ルールや新たな資源化の取り組みの普及啓発に努めます。 ○ 社会状況等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応します。
安定的な処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行います。 ○ 大規模災害の影響を考慮した施設のあり方や広域的な処理等の方向性について検討を進めます。 ○ 感染症の蔓延時においても委託業者や許可業者と連携し、ごみ処理の継続を図ります。

5 計画の進行管理と施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や重点的な取り組みの実施状況等について、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

進行管理にあたっては、仙台市廃棄物対策審議会への報告と審議等を行い、市ホームページや「市政だより」等で公表します。これにより、基本目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策等については、毎年度策定する「仙台市一般廃棄物*処理実施計画」の施策に反映し、推進します。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

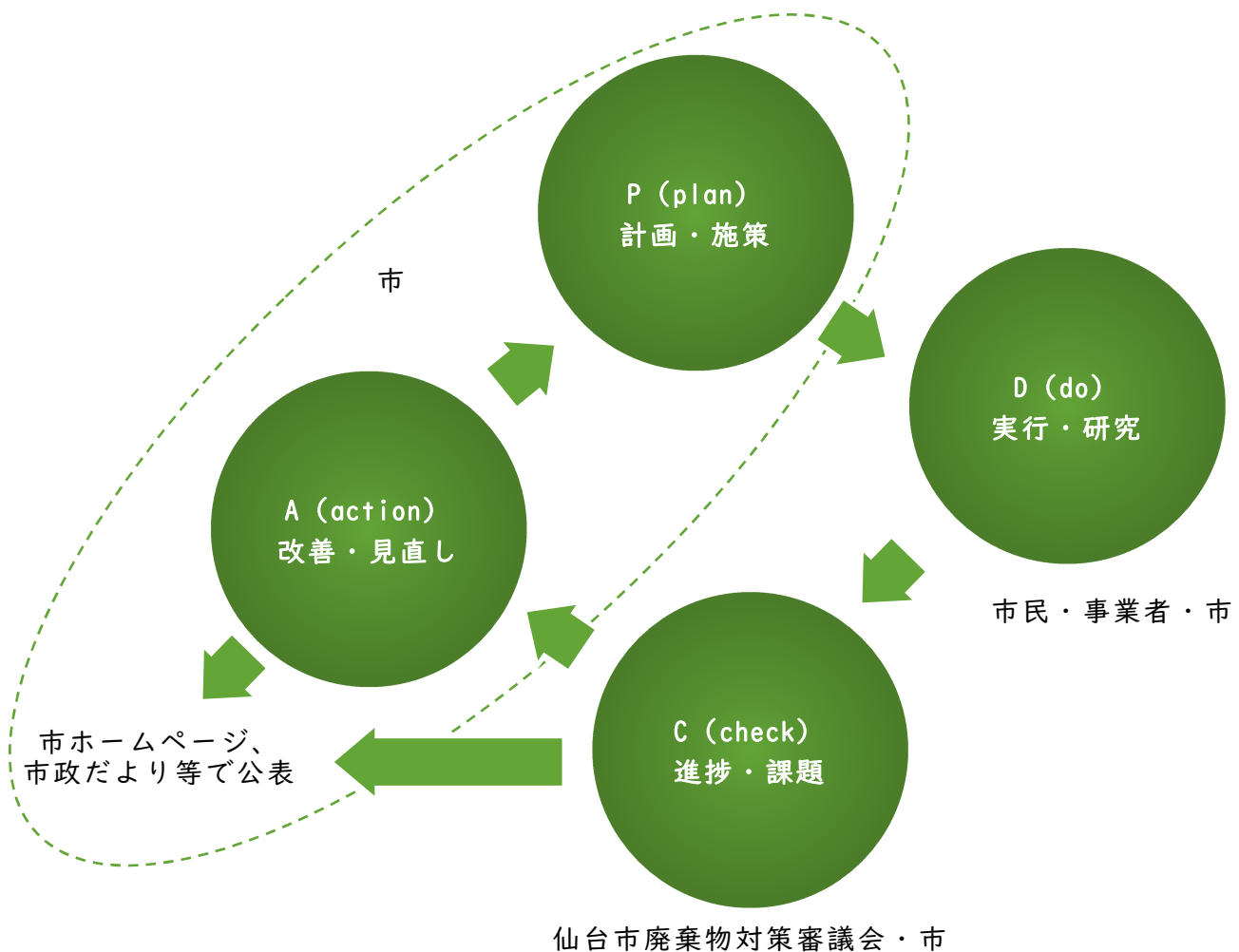



図4 計画の進行管理と施策の推進



第2章

前計画の総括と今後の課題

Ⅰ 前計画の総括

(1) 前計画の概要

前計画は、平成 23 年（2011 年）4 月から令和 3 年（2021 年）3 月までの 10 年間を計画期間とし、以下のとおり、基本的な考え方のもと、5 つの「基本目標」と 3 つの「施策の基本的な方向性」を掲げているほか、循環型社会*やごみの適正処理に係る体制構築に向けた「処理施設の整備計画」や「処理体制」、「計画の進行管理及び施策の推進」について定めています。

また、平成 28 年（2016 年）3 月の中間改定では、東日本大震災によるごみ排出量の急増や低炭素都市づくりへの対応などを踏まえ、基本目標の追加や数値の見直しを行いました。

□ 基本的な考え方（抜粋）

今後の 10 年、100 年を見据え、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、さらなる資源循環を進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した真に持続可能な社会づくりを進め、「杜の都仙台」の豊かな環境を、次の世代へ引き継いでいく。

□ 基本目標（平成 28 年（2016 年）3 月の中間改定後）

- ごみ総量 令和 2 年度に 360,000 トン以下とする
- 1 人 1 日当たりの家庭ごみ*排出量 令和 2 年度に 450 グラム以下とする
- リサイクル率 令和 2 年度に 35% 以上とする
- 燃やすごみの量 令和 2 年度に 305,000 トン以下とする
- 温室効果ガス*排出量 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減する

□ 施策の基本的な方向性

- 資源循環都市づくり～更なる循環型社会の構築
- 低炭素都市づくり～低炭素社会の構築に向けた統合的な取組みの推進
- 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

□ 処理施設の整備計画

ごみ焼却施設について、ごみ量やごみ質の予測等を踏まえた施設のあり方の検討、既存施設の整備にあたっての長寿命化及び基幹的設備の改良による省エネルギー、高エネルギー回収設備の導入検討など

□ 処理体制

生活ごみ*の適正かつ効率的な収集運搬体制の構築、事業ごみ*の減量を促進する制度のあり方、剪定枝等の資源物をリサイクルする体制の構築について検討など

□ 計画の進行管理及び施策の推進

PDCA サイクルによる進行管理、仙台市廃棄物対策審議会への報告・審議、国の制度や社会経済状況等に応じた必要な見直しなど

(2) 前計画期間中に実施した主な施策

年度	主な施策
H23 2011	<ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理（仮置き場、がれき搬入場、仮設焼却炉）開始 ・家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業の実施
H25 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量「3つのきる」キャンペーン実施 ・布類拠点回収開始（37箇所） ・清掃工場で事業ごみ*収集運搬許可車両搬入ごみの展開検査開始 ・震災廃棄物処理完了
H26 2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「緊急分別宣言」の展開 ・小型家電リサイクルモデル事業（ボックス回収）の実施 ・「ワケルネット」のスマートフォン対応開始 ・「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」開始 ・クリーン仙台推進員永年勤続表彰制度の創設 ・一般廃棄物*処理実態等調査の実施
H27 2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「続・緊急分別宣言」の展開 ・仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（H28.3） ・小型家電リサイクル事業（ボックス回収）の本格実施
H28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「WAKE UP（ワケアップ）！仙台」の展開（H28～） ・ごみ減量キャラバン2016実施（クリーン仙台推進員と市職員による集積所調査・啓発） ・学生主体資源分別プロジェクトチーム「ワケアップキャンパス」による啓発 ・事業系紙類回収ステーション開設（市内紙問屋等20箇所） ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」仙台版の運用開始 ・事業系共同資源物回収施設設置費等補助開始
H29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャラバン2017実施（大学・不動産業者との連携による集積所調査） ・紙類回収キャンペーン実施（スーパーマーケット、資源回収事業者との協働） ・ワケアップキャンパスによるウェブマガジンや「月刊紙袋」の創刊 ・食品ロス排出実態調査（環境省支援事業）の実施 ・レシピ投稿サイト「モッタイナイキッチン」の開設 ・フードドライブ*実施（エコフェスタ*） ・「ワケのある芸術祭・せんだい資源ナール」開催（雑がみ*で資源アート制作展示） ・小型家電リサイクル事業の拡充（ピックアップ回収開始） ・事業系生ごみ処理機等設置補助開始 ・清掃工場に搬入物検査装置を設置（3台）
H30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ・アメニティ・せんだい推進協議会に企画検討部会と啓発活動部会を設置 ・家庭系剪定枝戸別収集資源化モデル事業の実施（9月～11月） ・コーティング加工された紙製容器拠点回収モデル事業開始（9月～） ・地域ごみ出し支援活動促進事業開始（10月～） ・フードドライブ実施（市施設、エコフェスタ） ・食品ロス削減に係る発生要因調査・地域先導型生ごみ堆肥化事業の実施 ・家庭用使用済み食用油リサイクル事業の本格実施 ・事業ごみ等処理手数料改定（100kg毎1,000円→100kg毎1,500円、100kg超10kg毎150円） ・環境配慮事業者（エコにごマイスター*）認定制度開始（エコにごショップ・オフィス拡充）
R元 2019	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系剪定枝資源化モデル事業の実施（戸別収集・自己搬入、5月～7月・9月～11月） ・プラスチック・スマート（海ごみゼロウィーク）との連携によるアレマキャンペーンの実施 ・フードドライブ実施（スーパーマーケット、市施設、エコフェスタ） ・食品ロス削減に係る発生要因調査・地域先導型生ごみ堆肥化事業の実施（2年目） ・一般廃棄物*処理実態等調査の実施 ・仙台市災害廃棄物処理計画策定（R2.3）
R2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系剪定枝資源化事業の本格実施（戸別収集・自己搬入、5月～11月）

震災廃棄物処理
H23～25年度

(3) 前計画の目標達成状況

東日本大震災の影響で震災後にごみ総量が急増したものの、「WAKE UP (ワケアップ)！ 仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンの展開などにより、「ごみ総量」及び「1人1日当たりの家庭ごみ*排出量」については、震災前の水準にまで回復してきており、概ね目標を達成することができました。

令和元年度(2019年度)の「ごみ総量」の実績値は373,373トンですが、このうちの3,037トンは10月に発生した「令和元年東日本台風」による災害廃棄物です。災害廃棄物を除いたごみ総量は370,336トンとなり、人口増加が続く中で順調にごみ減量は進んでいます。

一方、インターネットの普及などによるペーパーレス化の影響で資源物量は減少しています。これに伴い「リサイクル率」は、28%~29%と横ばいで推移しており、目標値の35%との差は大きくなっています。

表1 基本目標の達成状況

基本目標	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度			評価
				目標値	令和元年度と目標値の乖離		
ごみ総量〔トン〕 ※R元下段：災害廃棄物除いた数値	366,785	385,863	373,373 370,336	360,000	13,373 10,336	3.7% 2.9%	○
生活ごみ〔トン〕	231,519	242,958	234,235	238,000	▲ 3,765	▲ 1.6%	—
家庭ごみ〔トン〕	184,812	191,381	184,794	177,000	7,794	4.4%	—
事業ごみ〔トン〕	135,266	142,905	139,138	122,000	17,138	14.0%	—
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 〔グラム/人・日〕	490	489	463	450	13	2.9%	○
リサイクル率〔%〕	30.9	29.9	28.5	35.0	▲ 6.5	▲ 18.6%	△
燃やすごみの量〔トン〕	316,591	333,424	326,017	305,000	21,017	6.9%	△
【参考】本市人口〔人〕 (10月1日現在)	1,033,515	1,073,242	1,090,263	1,088,000 ※予測値	2,263	0.2%	—

※評価基準：◎達成 ○概ね達成(乖離幅5%以内) △未達成(乖離幅5%超)

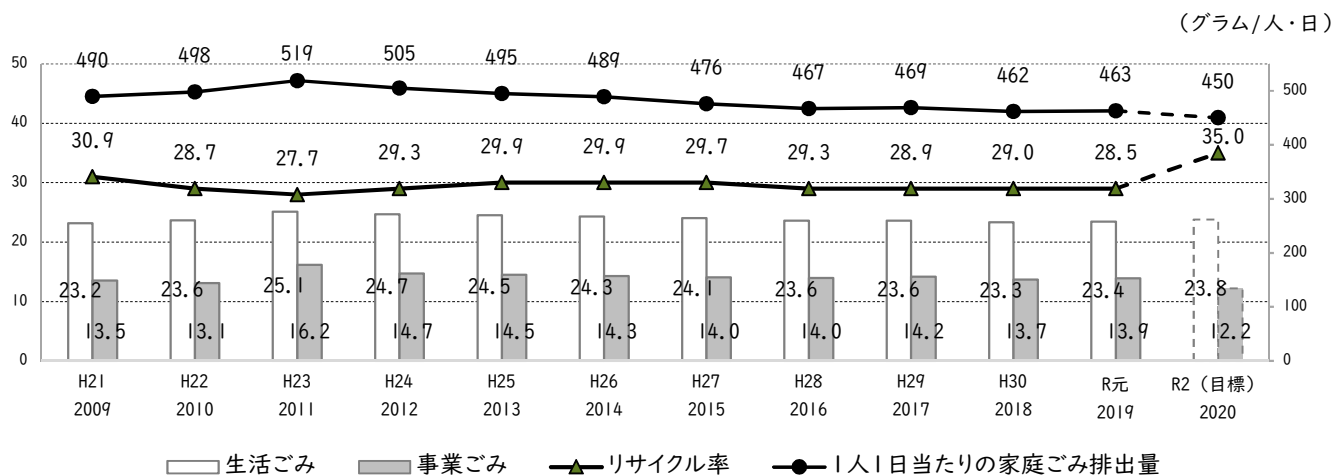


図5 生活ごみ排出量等の推移

(4) ごみ排出量の推移について

ごみ総量は、東日本大震災の影響により一時期増加したものの、以降は減少傾向となっています。

令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた令和元年度（2019年度）実績は、370,336トンで、平成26年度（2014年度）から1万5千トン以上減少しています。

特に生活ごみ*のうち、資源物等を除いた家庭ごみ*排出量については、ごみ減量・リサイクルの取り組みの結果、震災前の平成21年度（2009年度）実績を下回る状況となっています。

また、事業ごみ*についても、平成29年度（2017年度）から実施している搬入物検査装置による事業ごみ収集運搬許可車両の内容物検査の実施や、平成30年（2018年）4月に施行した事業ごみ等処理手数料の改定等により、近年は減少傾向となっています。

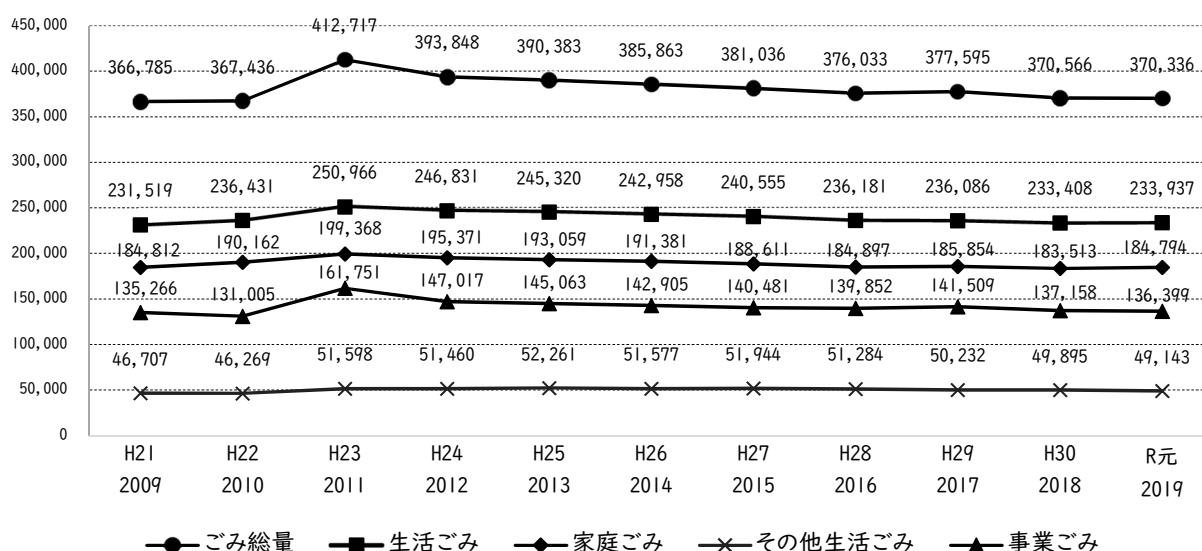
表2 ごみ総量における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度		
				目標値	令和元年度と目標値の乖離	
ごみ総量	366,785	385,863	373,373	360,000	13,373	3.7%
			370,336		10,336	2.9%
生活ごみ	231,519	242,958	234,235	238,000	▲ 3,765	▲ 1.6%
			233,937		▲ 4,063	▲ 1.7%
家庭ごみ	184,812	191,381	184,794	177,000	7,794	4.4%
その他生活ごみ	46,707	51,577	49,441	61,000	▲ 11,559	▲ 18.9%
			49,143		▲ 11,857	▲ 19.4%
事業ごみ	135,266	142,905	139,138	122,000	17,138	14.0%
			136,399		14,399	11.8%

※令和元年度下段は、令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた数値

(トン)



※令和元年度の数値は、令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた数値で表しています。

図6 ごみ総量等の推移

(5) リサイクル率等の推移について

リサイクル率は、東日本大震災後の粗大ごみ*（災害廃棄物）の増加等により一時期減少した後、28%～29%と横ばいで推移しており、目標値との差は大きくなっています。

要因としては、近年の電子出版の拡大等により、新聞・雑誌等の紙類が減少していることや、容器重量があるスチール缶やびん類が減少していることなどが影響していると考えられます。

また、リサイクル量の約3分の2を占める民間リサイクル量の減少も影響しています。

表3 リサイクル率等における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度		
				目標値	令和元年度と目標値の乖離	
リサイクル率 [%]	30.9	29.9	28.5	35.0	▲ 6.5 ポイント	▲ 18.6 %
リサイクル量	144,031	144,104	131,248	165,000	▲ 33,752	▲ 20.5 %
本市リサイクル量	45,013	47,250	43,517	56,000	▲ 12,483	▲ 22.3 %
民間リサイクル量	99,018	96,854	87,731	109,000	▲ 21,269	▲ 19.5 %

(トン)

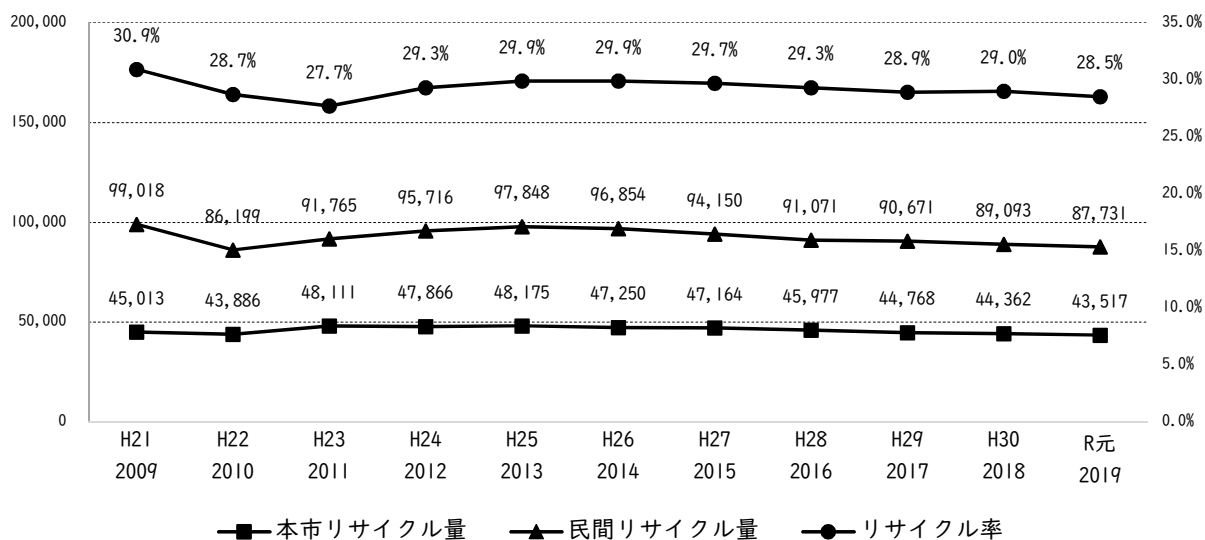


図7 リサイクル率とリサイクル量の推移

民間リサイクル量の内訳を見ると、リサイクル量の多い事業用大規模建築物所有者等*（大規模小売店舗等の所有者や、一般廃棄物*を多量排出する事業者等）や集団資源回収*が減少しているほか、養豚飼料回収や生ごみ堆肥化によるバイオマス*のリサイクル量が大きく減少しています。

表4 民間リサイクル量における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度	
				目標値	令和元年度と目標値の乖離
民間リサイクル量	99,018	96,854	87,731	109,000	▲ 21,269 ▲ 19.5 %
集団資源回収等	33,277	31,553	28,936	32,000	▲ 3,064 ▲ 9.6 %
養豚飼料回収	3,490	2,615	1,285	4,000	▲ 2,715 ▲ 67.9 %
事業用大規模建築物所有者等	46,131	43,464	41,073	47,000	▲ 5,927 ▲ 12.6 %
事業系紙類回収	9,677	15,384	13,620	17,000	▲ 3,380 ▲ 19.9 %
剪定枝等チップ化	1,909	585	2,451	1,000	1,451 145.1 %
生ごみ堆肥化	4,534	3,253	366	8,000	▲ 7,634 ▲ 95.4 %

(トン)

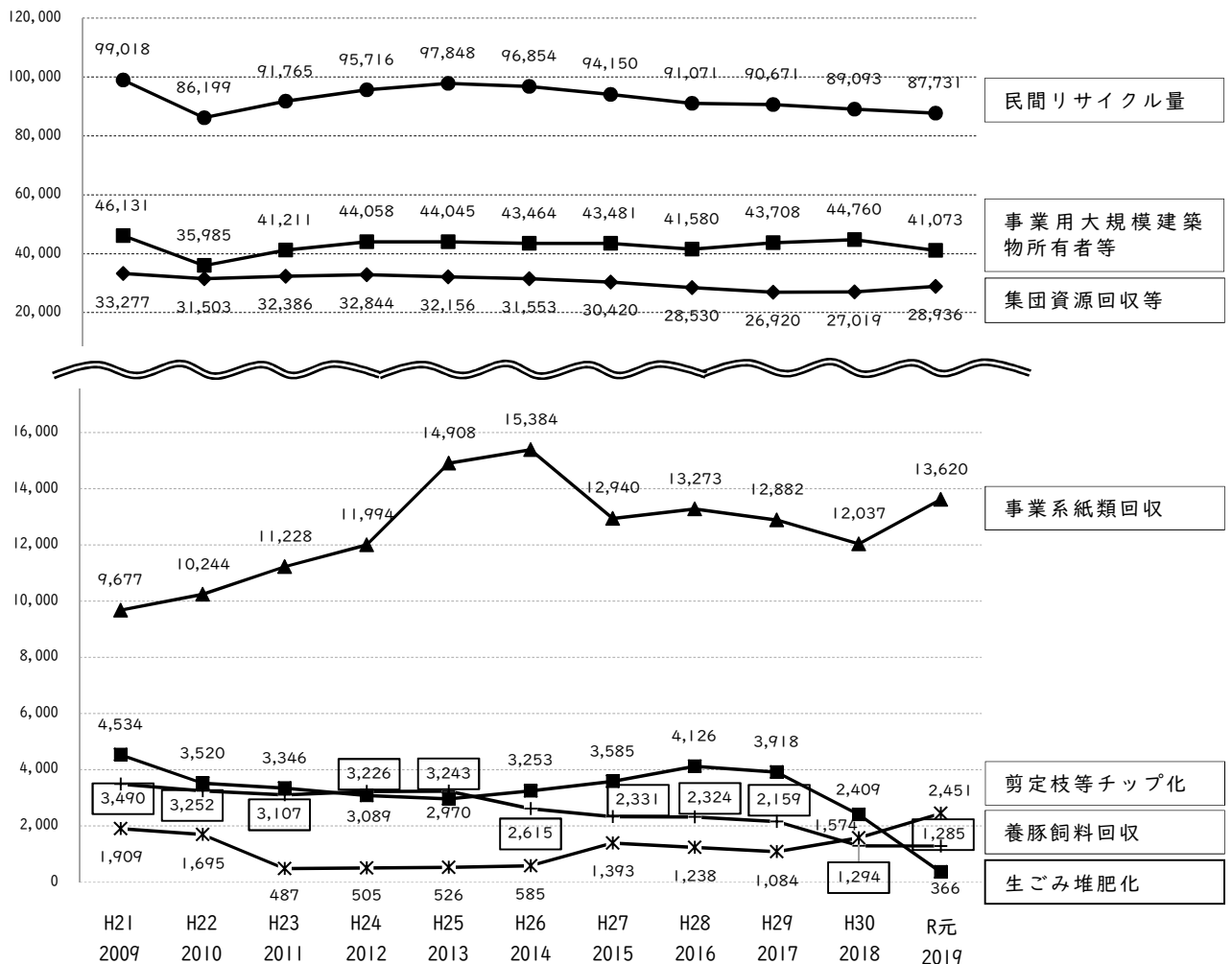


図8 民間リサイクル量の推移

(6) ごみ組成の推移について

家庭ごみ*の組成は、資源化が困難なごみや生ごみのほか、資源物（布類、缶・びん等、プラスチック製容器包装、再生可能な紙類）に分類することができます。これら資源物の混入は、平成 21 年度（2009 年度）が最も割合が低く、平成 22 年度（2010 年度）からは 4 割を超える状況が続いています。令和元年度（2019 年度）の実績で、未だ約 4 割（42.5%）の混入がありますが、雑がみ*やプラスチック製容器包装の分別キャンペーンの効果により、再生可能な紙類とプラスチック製容器包装の混入割合は減少している状況です。

一方で、生ごみの割合は、平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度）以外は、約 3 割を超える状況となっています。

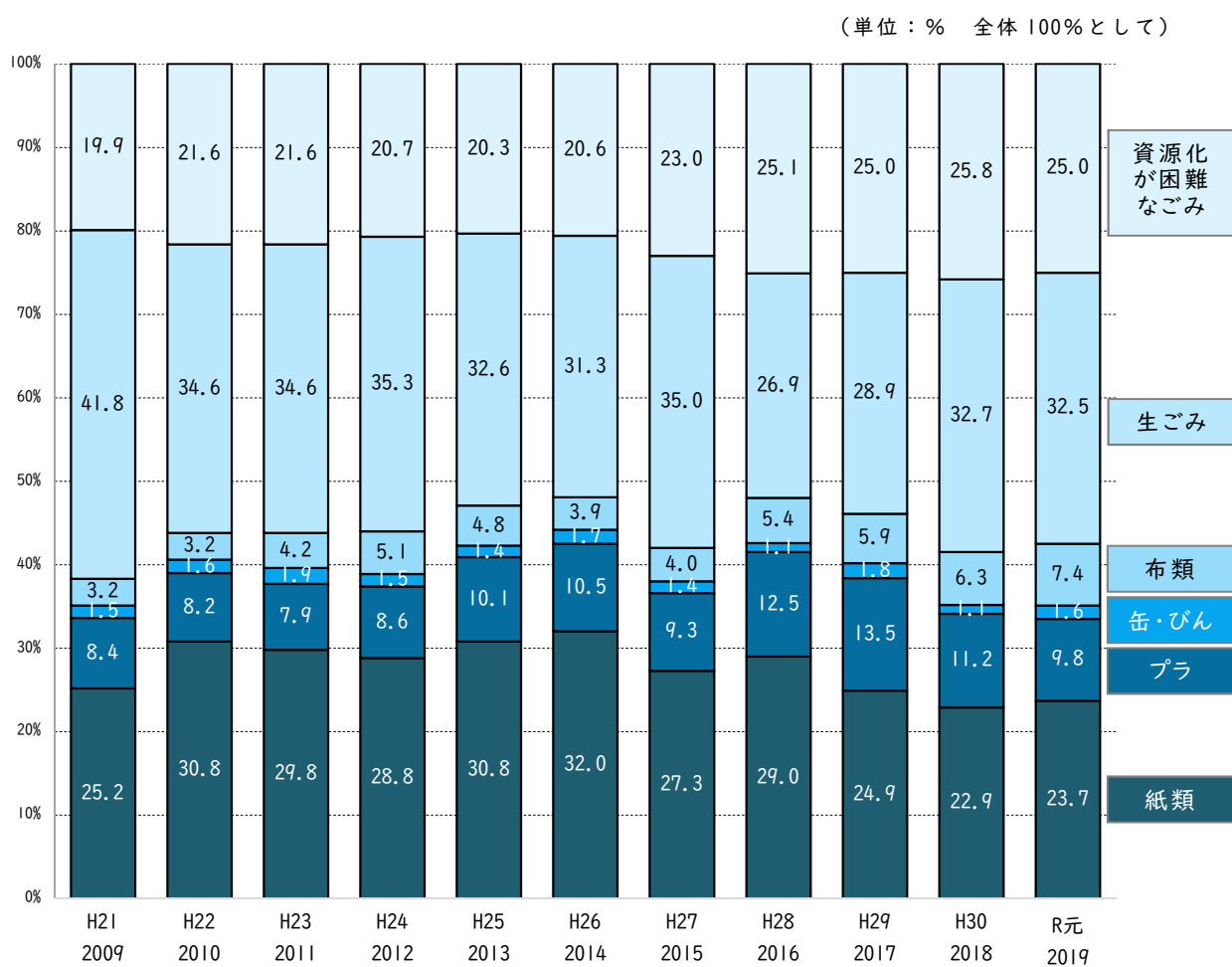


図 9 家庭ごみの組成の推移

表 5 家庭ごみの組成の推移

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
資源物	38.3	43.8	43.8	44.0	47.1	48.1	42.0	48.0	46.1	41.5	42.5
生ごみ	41.8	34.6	34.6	35.3	32.6	31.3	35.0	26.9	28.9	32.7	32.5
資源化が困難なごみ	19.9	21.6	21.6	20.7	20.3	20.6	23.0	25.1	25.0	25.8	25.0

(環境局施設課による家庭ごみの物理的調査結果より)

事業系可燃ごみの組成は、全体の約9割が紙類、厨芥類及びプラスチック類で占めており、特に紙類の割合が高くなっています。令和元年度（2019年度）の調査では、紙類（40.2%）の約5割（48.5%）がリサイクル可能な紙類でした。

なお、事業系の場合、プラスチック類は産業廃棄物にあたりますが、どの業種でも広く使われており、日常的に排出されることから、事業系可燃ごみへの混入が多い傾向にあります。

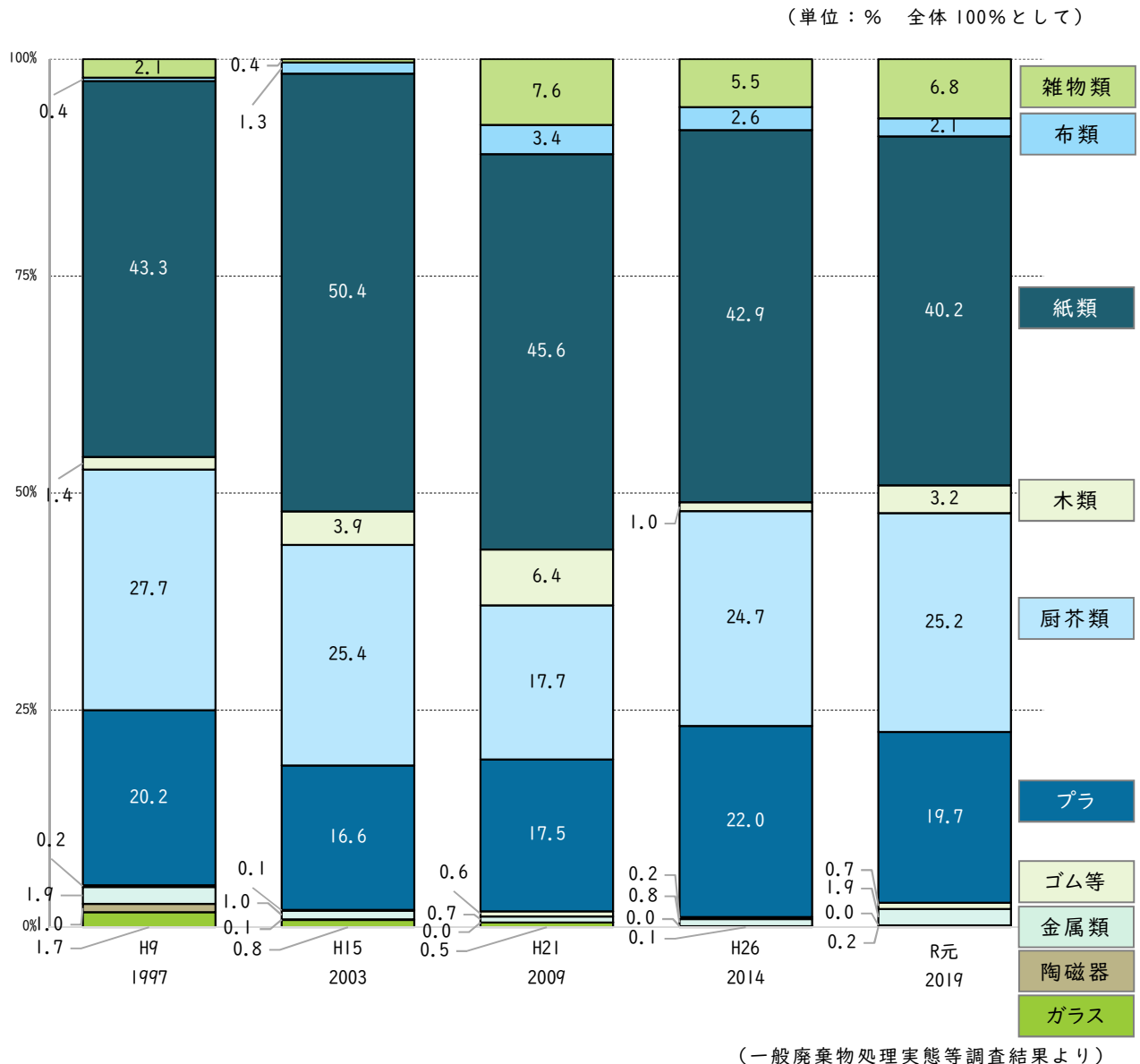


図 10 事業系可燃ごみの組成の推移

(7) ごみ処理費用の推移について

ごみ収集費用は、人件費や燃油代等の物件費が高まったことに伴い上昇傾向となっています。

ごみ焼却費用は、平成 28 年度（2016 年度）に葛岡工場の基幹的設備改良工事により一時的に高まりましたが低下傾向となっています。

(百万円)

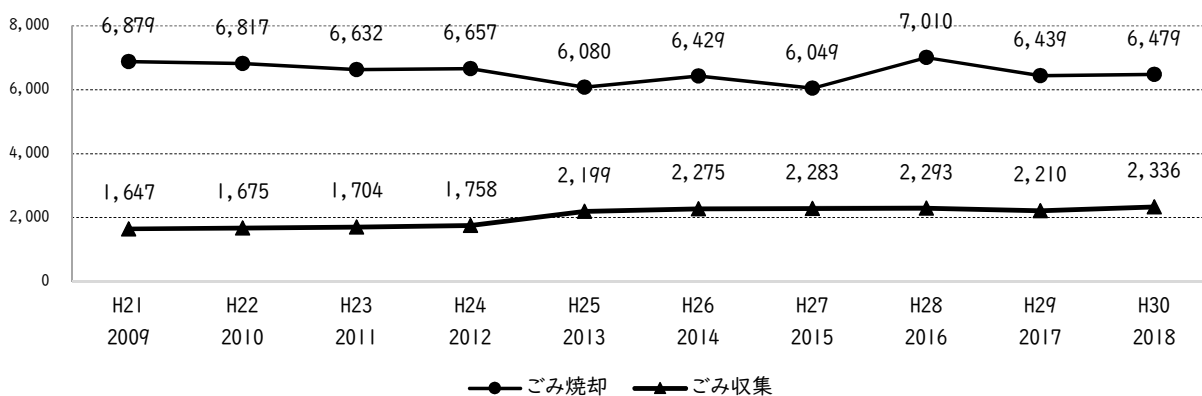


図 11 ごみ収集費用等の推移

資源物収集費用は、人件費や燃油代などの物件費が高まったことに伴い上昇傾向となっています。

資源物処理費用は、平成 28 年度（2016 年度）からの葛岡資源化センターの基幹的設備改良工事に伴い、近年は上昇しています。

ごみ破碎費用は、平成 26 年度（2014 年度）に今泉粗大ごみ*処理施設の改修工事により一時的に高まりましたが低下傾向となっています。

ごみ埋立費用は、石積埋立処分場の第 2 期整備第 1 区画拡張工事の本格化に伴い、近年は上昇しています。

(百万円)

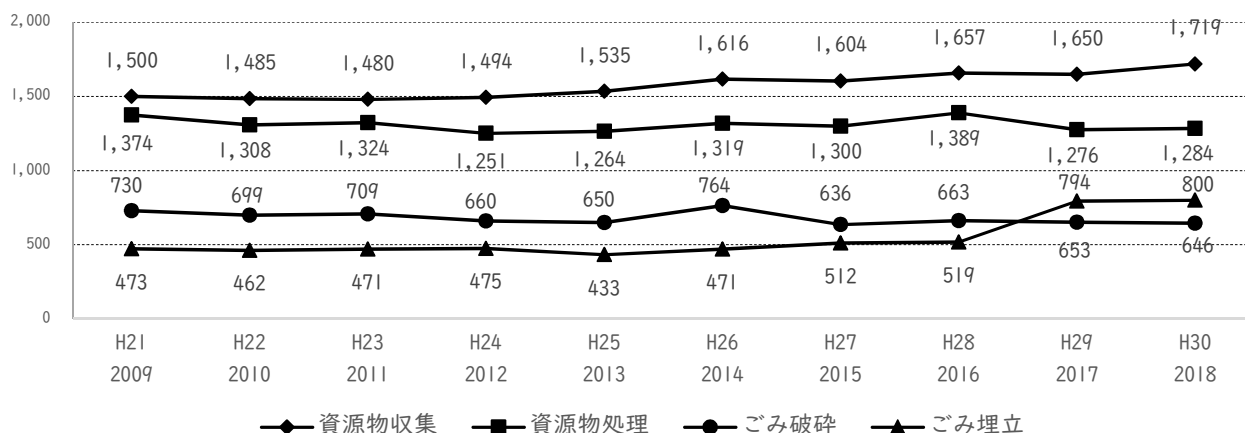


図 12 資源物収集費用等の推移

(8) 前計画の総括

前計画期間中は、平成 23 年（2011 年）3 月の計画改定の同時期に東日本大震災が発災し、約 272 万トンの膨大な量の震災廃棄物等を迅速に処理するという大きな課題に直面し、その対応に追われました。

本市では「発災から 1 年以内の撤去、3 年以内の処理完了」を目標に掲げましたが、関係省庁や全国の自治体、多くの有識者や地元の関係業界団体等の支援・協力のもと、当初予定より早い平成 25 年（2013 年）12 月に震災廃棄物等の処理を完了することができました。

また、生活ごみ*・事業ごみ*については、震災後に排出量が急増し、以降も高止まりの状況が続いたことから、平成 27 年度（2015 年度）には計画の中間評価を行い、基本目標の見直しや施策展開に関する改定を実施しました。

中間見直しを踏まえ、平成 28 年度（2016 年度）からは「WAKE UP(ワケアップ)！仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンを展開し、市民・事業者との連携のもと、以下のとおりごみの減量やリサイクルの推進に取り組みました。

① 生活ごみの減量・リサイクルの推進

家庭ごみ*への混入割合が高い「雑がみ*」と「プラスチック製容器包装」の分別促進や、食材を余さず使うレシピ投稿サイト「モッタイナイキッチン」の開設・運営や余剰食品の有効活用を図る「フードドライブ*」の実施による生ごみ減量のほか、平成 30 年度（2018 年度）からは各家庭で発生する剪定枝の収集・資源化事業を実施するなど、ごみ減量・リサイクル推進の取り組みを進めました。

② 事業ごみの減量・リサイクルの推進

平成 29 年度（2017 年度）から搬入物展開検査装置を導入し、内容物検査の実施と適正排出指導の強化により搬入禁止物の混入防止や再生可能な紙類等のリサイクルを推進しました。平成 30 年（2018 年）4 月には清掃工場等における事業ごみ等処理手数料の引き上げを行い、費用負担の適正化とごみ減量・リサイクルの取り組みの強化を図りました。

③ 市民・事業者・市の協働による施策の推進

平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度）には、ごみ減量キャラバンとして、地域におけるごみ減量・リサイクル推進のリーダー的な存在であるクリーン仙台推進員や、不動産業者・大学等と本市職員が連携したごみ集積所排出実態調査を実施し、ごみ排出状況の確認とごみの分別と減量の呼びかけを行いました。また、クリーン仙台推進員を対象とした各種の研修会の開催や活動事例集の発行などを通じ、地域におけるごみ減量・リサイクル推進の取り組みを支援しました。

さらに、全市一斉ポイ捨てごみ調査・清掃活動（アレマキャンペーン）や、まち美化サポーターによる地域清掃などの実施により、市民の環境意識の高揚や、市民団体や事業者などの自主的な環境美化活動の促進に努めました。

このほか、平成 30 年度（2018 年度）からはごみ出し困難者を支援する地域団体に対する助成制度を創設したほか、外国人向けの多言語による排出ルール周知動画を作成するなど、高齢化や多文化共生といった地域課題の解決に向けた取り組みを進めました。

④ 経済性を考慮した効率的で適正な処理体制の構築と最適化に向けた取り組み

ごみ量の予測や処理施設の整備状況を踏まえた搬入調整の実施や、効率的な収集運搬体制の構築に努めました。また、葛岡工場や今泉工場の基幹的設備改良工事においては、施設の長寿命化計画の策定による計画的な設備機器の更新を図り、延命化等の対策を進めました。

また、石積埋立処分場の第 2 期整備第 1 区画拡張工事や松森資源化センターの基幹的設備改良工事による処理施設の安定的稼働に努めました。

以上、前計画に基づき、これらの施策を着実に実施したことにより、ごみ総量については概ね震災前の水準まで排出量を減量することができました。

一方で、排出されるごみには資源物の混入が未だ多いことから、資源循環の一層の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

【コラム 1】 東日本大震災における震災廃棄物の処理

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災では、本市のごみ総量の約 7 年分に及ぶ震災廃棄物を処理する必要が生じました。

本市は、宮城県沖地震の再来に備え、平成 19 年（2007 年）2 月に「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」を策定し、阪神・淡路大震災等における市町村の対応、並びに国庫補助適用の事例等も踏まえ、損壊建物等を含む震災廃棄物量を想定していました。

要領では、津波被害は想定していなかったものの、震災廃棄物の推計方法、通常のごみ・し尿処理の基本方針、仮置き場の候補地等を定めていたため、初動対応にいち早く着手することができました。

また、想定を超える震災廃棄物等の処理にあたって、本市埋立処分場と民間埋立処分場の残余容量が十分に確保できたことから、広域処理することなく市域内で処理を完結する「自己完結型」の方針を定め、1 次・2 次仮置き場を一元化し、津波で被害を受けた市東部沿地域 3 か所に保管から中間処理までを行う搬入場を整備しました。

さらに、可能な限り環境に配慮し、極力資源化するため、撤去現場で可燃物・不燃物・資源物の 3 種類に粗分別し、搬入場内では 10 種類以上に細分別して保管・リサイクルの推進を図りました。

この「自己完結型」の処理は、後に「仙台方式」とも称され、国や全国都市会、各学会・有識者、地元業界（仙台建設業協会、宮城県解体工事協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部）の支援・協力のもと、当初の目標よりも早い平成 25 年 12 月に処理を完了することができました。

2 将来ごみ量の見通し

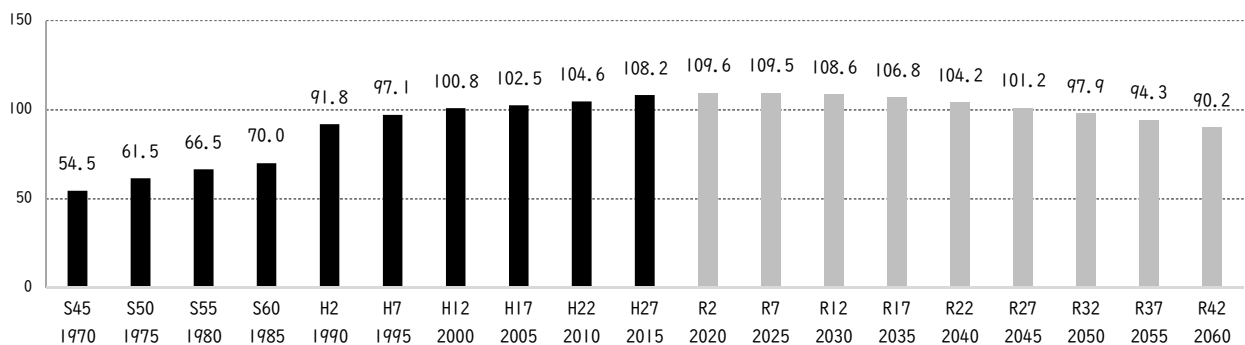
(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)頃をピークに、今後減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令指定都市に比べて低いものの、令和2年(2020年)には4人に1人が高齢者となるなど、少子高齢化の加速が懸念されます。一方、外国人住民や留学生の数が増加傾向となっています。

世帯数については、単身世帯が4割を超え増加傾向にあるなど、少子高齢化の影響もあり、今後も増加する傾向となることが予想されます。

令和2年(2020年)4月1日現在の推計人口は、約108.8万人となり、世帯数は約52.2万世帯となっています。

(万人)

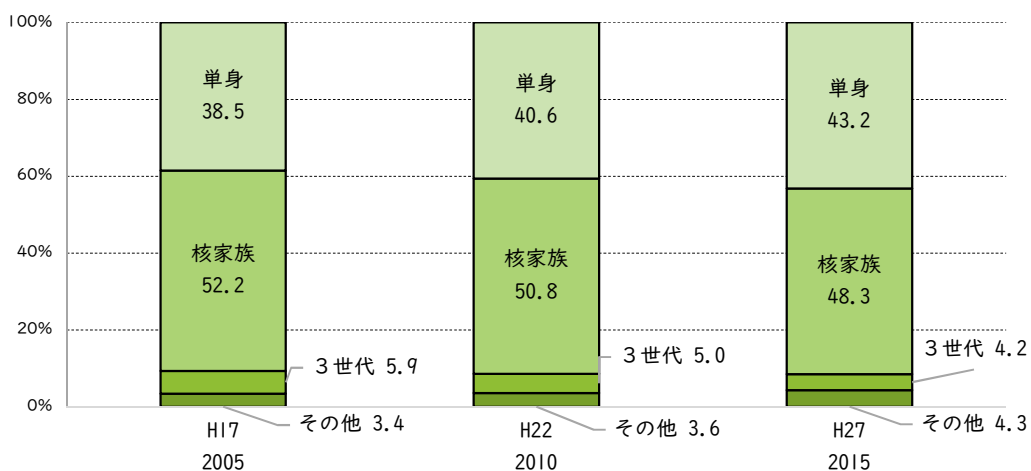


※令和2年(2020年)の予測人口109.6万人を表記しているため本文とは異なります。

(出典) 国勢調査結果(1970-2015年)、仙台市まちづくり政策局資料(2020年以降) ※2020年以降は推計値

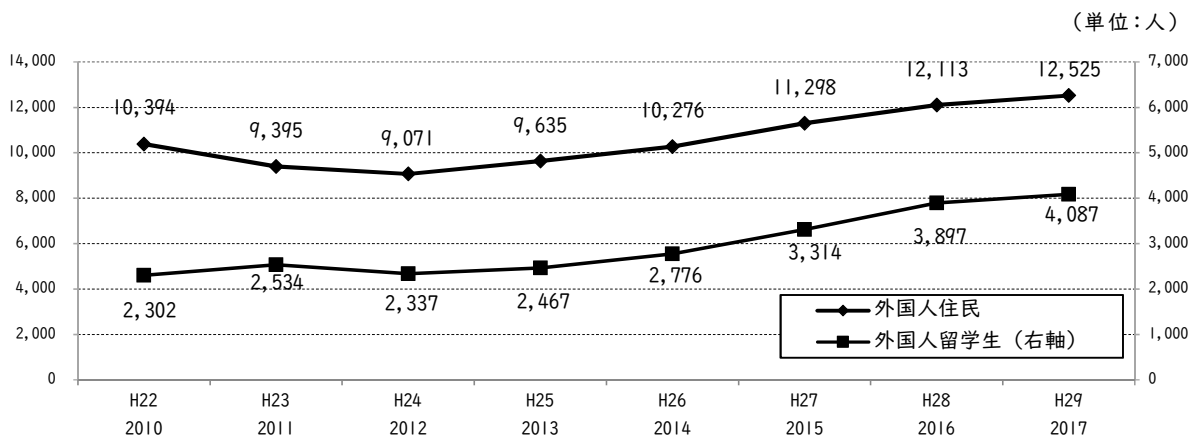
図13 本市における人口の推移と見込み

(単位：% 全体100%として)



(出典) 国勢調査結果

図14 世帯の家族類型別割合の推移



(出典) 仙台市文化観光局資料

図 15 外国人住民及び留学生の推移

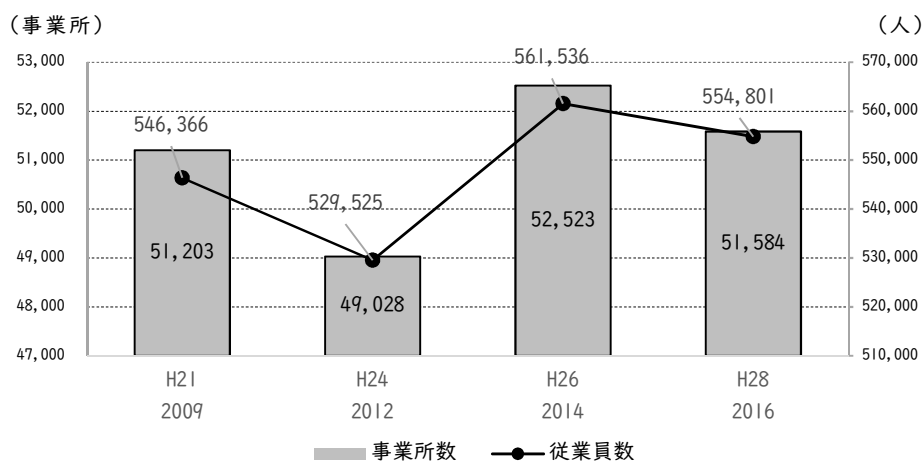
(2) 事業所数と従業員数の動向

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高くなっています。多くの事業所が市外にある本社等の支店・支社であることから、本市は「支店経済都市」とも呼ばれています。

平成21年(2009年)から平成24年(2012年)にかけては、事業所数・従業員数ともに減少しており、この間に発生した東日本大震災の影響があるものと考えられます。

平成24年(2012年)から平成26年(2014年)にかけては、事業所数・従業員数ともに増加しており、震災の復興需要や復興後の経済活動の再開が要因と推測されます。

平成28年(2016年)においては、若干減少傾向となっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染防止対策等による地域経済への影響が懸念されます。



(出典) 経済センサス(総務省統計局)

図 16 事業所数と従業員数の推移

(3) 将来ごみ量の見込み

本市の将来ごみ量は、令和元年度（2019年度）のごみ総量 373,373 トンから算出した 1 人 1 日当たりのごみ総量（グラム/人・日）を原単位とし、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの人口増減と従前からのごみ減量・リサイクル推進などの取り組みによる減量効果を加味した推計で、令和 12 年度（2030 年度）のごみ総量は 367,000 トンと見込まれます。

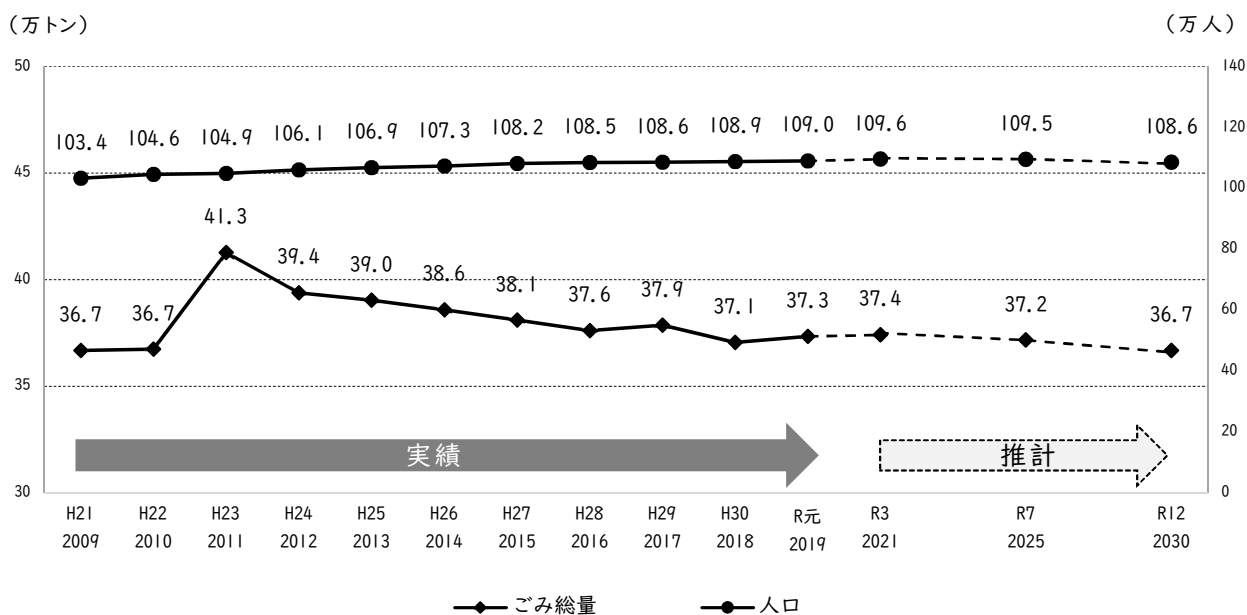


図 17 予測人口と将来ごみ総量の見込み

【コラム 2】 新型コロナウイルス感染症の流行と本計画

令和 2 年（2020 年）は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、外出自粛やテレワーク・ウェブ会議の普及、飲食店等の利用自粛・営業時間短縮など急激な社会経済活動の変化が起きました。こうした変化により、短期的には、生活ごみが増加し、一方で事業ごみは減少が続いています。

このように流行の収束が見通せない現段階においては、長期的な影響を予測することは困難です。

このことから、本計画では、流行前のごみ処理実績等のデータを基に将来予測を行い、目標等を設定することとしましたが、実施に当たっては、これまで以上に丁寧に社会経済活動の変化やごみの発生量・排出傾向の変動等をモニタリングし、必要な見直しを行うなど、柔軟に対応していくこととします。

3 廃棄物処理に関する動向と今後の課題

(1) 国内外における廃棄物処理に関する動向

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、世界規模で深刻化する諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs は、持続可能な世界を実現するため、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットを設定したもので、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3 R*の推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和元年（2019 年）に、プラスチックのさらなる 3 Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略*」が策定されたほか、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善を国民運動として進める「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取り組みを進めていくこととしています。

【コラム 3】SDGs（エスディージーズ）と本計画の関係

SDGs の持続可能という考えは、本市の施策全体に通じるものであり、東日本大震災を経て、防災環境都市を目指すグローバルな施策展開の観点からも重要です。このことから本市は、SDGs の推進を市民や企業等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール 12 つくる責任 使う責任」があげられ、食糧廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本市としても、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース（発生抑制）をより重視した 3 Rの取り組みや、食品ロスの削減などの取り組みを、市民協働で進めていきます。

本計画に関係するゴールは次の 7 つです。



【コラム4】 マイクロプラスチックによる海洋汚染

今世界では、私たちの暮らしからあふれたごみにより、美しい自然が損なわれる危機に直面しています。中でもプラスチックごみが原因の海洋汚染は深刻な問題となっています。

現在使われているプラスチックの多くは、水や土の中で分解されることはありません。ポイ捨てなどの無責任な行動により川や海に流れ出てしまい時間をかけて細かく砕け、微小なマイクロプラスチックとなり、海洋生物の体内に取り込まれる等の被害が生じています。

プラスチックは様々な用途で利用されており、私たちの生活で得られる恩恵は大きく、その利用に関する持続可能なあり方は、国・地域、産業構造、消費パターンによって異なります。

今私たちにできること、例えば、「使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を控える」「繰り返し長く使う」「廃棄の際は分別を徹底する」といった行動を意識することが大切です。

誰もが使うものだからこそ、プラスチックとの付き合い方を考えてみましょう。

（2）今後の課題

「1（3）前計画の目標達成状況」（p9）のとおり、前計画の基本目標のうち「ごみ総量」や「1人1日当たりの家庭ごみ*排出量」は震災前の水準に回復し、概ね達成することができました。

一方で、「リサイクル率」や「燃やすごみの量」は、資源物の減少傾向を背景に目標達成に至らず、更なる取り組みが必要な状況となっています。

また、本市は令和2年（2020年）7月に、SDGsの達成に向け取り組みを進める「SDGs未来都市」に選定されており、一層のごみ減量・リサイクルや温室効果ガス*排出量の低減により、資源循環都市・脱炭素社会*の実現を目指していく必要があります。

こうした国内外における廃棄物処理に関する動向や前計画の目標達成状況等を踏まえ、本市の一般廃棄物*処理に関する課題を以下のとおり整理しました。

① プラスチックごみや食品ロスを中心としたごみの発生抑制

環境負荷の低減を図り持続可能な社会を構築するためには、適切な消費活動を行い、ごみの発生抑制に努め、ごみの総量を減らすことが最も重要です。

国では、令和12年（2030年）までにレジ袋等の使い捨て（ワンウェイ）プラスチックを累積25%排出抑制することや、令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を平成12年度（2000年度）比で半減させることを目標に設定しており、資源循環都市を目指す本市は、こうした諸課題に適切かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

② ごみの適正排出と分別の徹底

これまで市民・事業者・市が協働してごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果として、平成 26 年度（2014 年度）に実施したごみ組成調査時に比べて、令和元年度（2019 年度）の調査では、排出された家庭ごみ*及び事業系可燃ごみに占める雑がみ*等の資源物の混入割合は減少しています。

その一方で、家庭ごみに混入し焼却処理されているプラスチック製容器包装の量が依然として分別排出によりリサイクルされる量を上回っていることから、引き続きごみの適正排出と資源物の分別徹底を推進し、ごみの焼却処理量を減らすことで環境負荷の低減を図ることが必要です。


③ 地域における 3 R 推進に向けた担い手の育成

近年、宅地開発等に伴いごみ集積所設置箇所数が増加する中で、依然として不適正排出*や不法投棄*への対策が課題となっています。これまでも地域と連携した排出ルールの周知・啓発等に取り組んできましたが、こうした地域課題の解決や、一層のごみ減量・リサイクルを進めるためには、3 R*の重要性を学び、自発的に考え、行動する担い手の育成が重要です。

④ 災害等に強い安定的な処理体制の確保

前計画期間中には、東日本大震災をはじめとする自然災害や、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等が発生しました。私たちが生活や事業活動を続けていくためには、こうした状況下においてもごみを安全かつ適正に処理する体制を確保することが必要となります。

処理体制の構築にあたっては、脱炭素社会*の構築に貢献し、かつ、経済性を考慮した効率的な体制とすることを基本としたうえで、自然災害のほか感染症の流行等を見据えた災害等に強いごみ処理体制の確保を進める必要があります。



第3章

本計画の基本目標・施策の体系

Ⅰ 基本的な考え方と方向性

(1) 仙台市基本計画の理念

仙台市基本計画では、誰もが心豊かに暮らすことができる未来に向けて、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～ “The Greenest City” SENDAI～」を、まちづくりの理念としています。

(2) 杜の都環境プランが目指す環境都市像

杜の都環境プランでは、仙台市基本計画の理念のもと、「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す都市像に掲げ、「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指すまちのあり方の一つとしています。

さらに分野別環境施策の一つとして「資源循環都市づくり」を掲げ、「限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち」を目指すこととしています。

(3) 仙台市一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

仙台市一般廃棄物*処理基本計画では、上位計画の理念や目指す都市像を踏まえ、以下のとおり基本的な考え方を掲げます。

“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、市民一人ひとりがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3R*に取り組むとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

2 基本目標

前章「2（3）将来ごみ量の見込み」（p20）で示すごみ総量の見込み量から、プラスチックごみや食品ロスをはじめとする発生抑制などによって、見込み量から約10%（令和元年度（2019年度）比で約12%）を削減し、令和12年度（2030年度）までに、ごみ総量33万トンを目指します。

この目標は、前計画の策定当初に設定したものであり、震災によるごみ量の急増に対し市民・事業者・市が連携した取り組みを活かしながら、新たな目標の達成に向けて皆さまと共にごみ減量を一層進めてまいります。

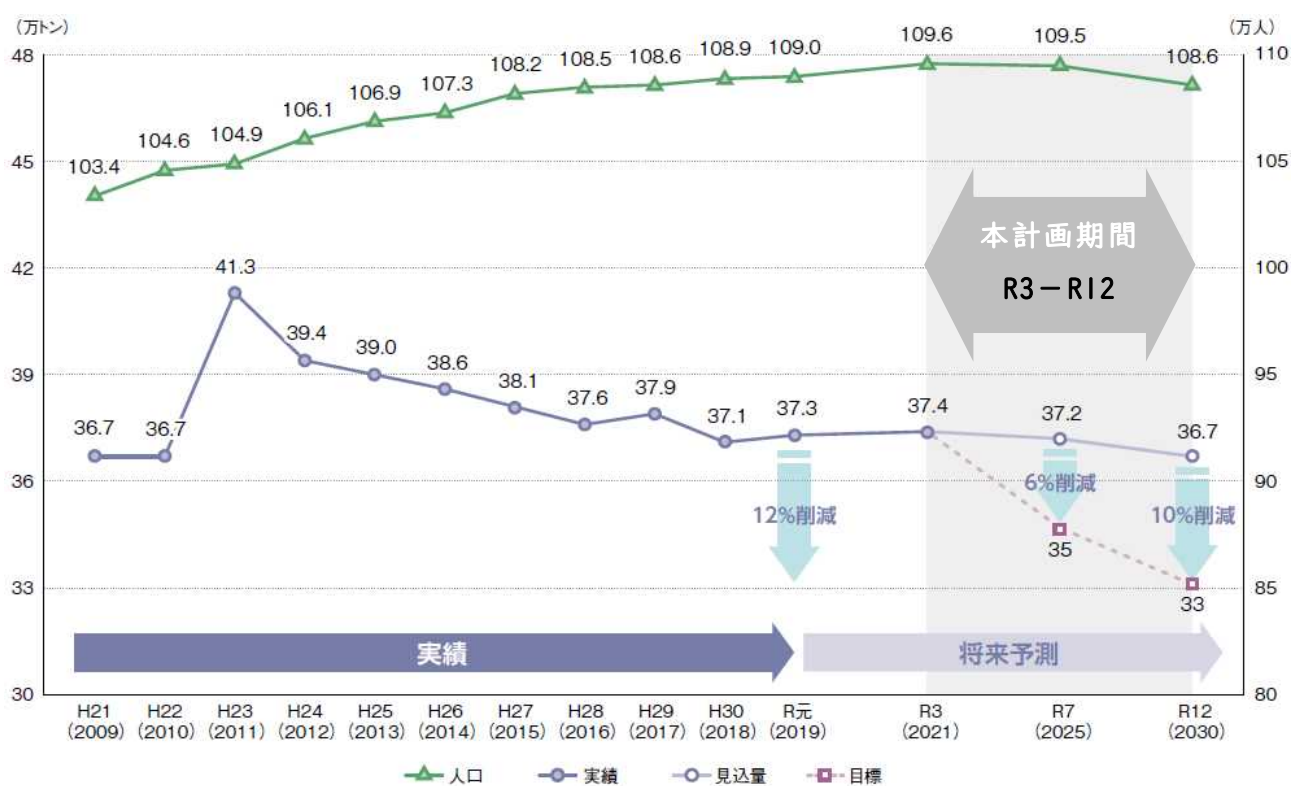


図 18 将来ごみ量の見込みと目標

(1) 基準値・目標値

令和元年度（2019年度）の実績を基準とし、5年後の令和7年度（2025年度）を中間目標に、10年後の令和12年度（2030年度）を最終目標に定めます。

目標値については、本計画の進捗度や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本目標

本計画の基本的な考え方を踏まえ、資源循環都市の実現に向けた発生抑制と再使用を優先的に推進する目標として「①ごみ総量（生活ごみ*と事業ごみ*の合計）」を設定します。

また、環境負荷の低減に向け埋立処分場の延命化を図るため「②最終処分*量」を目標に設定します。

さらに、市民にとって身近な取組目標として「③1人1日当たりの家庭ごみ*排出量」、「④家庭ごみに占める資源物の割合」を設定します。

基本目標	基準値 令和元年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度
①ごみ総量	37.3万トン	6%削減 → 35万トン 12%削減 →	33万トン
②最終処分*量	5.2万トン	6%削減 → 4.9万トン 12%削減 →	4.6万トン
③1人1日当たりの 家庭ごみ*排出量	463グラム	7%削減 → 430グラム 14%削減 →	400グラム
④家庭ごみ*に占める 資源物の割合	42.5%	7.5ポイント引き下げ → 35% 12.5ポイント引き下げ →	30%

(3) 参考指標

基本目標を達成するうえで、必要な取組状況などを把握する参考指標として「①事業ごみ*量」、「②リサイクル率」、「③家庭系食品ロス量」、「④廃棄物分野の温室効果ガス*排出量」を設定します。

参考指標	基準値 令和元年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度
①事業ごみ*量	13.9万トン	7%削減 → 13万トン 14%削減 →	12万トン
②リサイクル率	28.5%	1.5ポイント引き上げ → 30% 3.5ポイント引き上げ →	32%
③家庭系食品ロス量	1.8万トン	22%削減 → 1.4万トン 半減 →	9千トン
④廃棄物分野の 温室効果ガス*排出量	13.7万トン-CO ₂	13%削減 → 12万トン-CO ₂ 27%削減 →	10万トン-CO ₂

3 基本方針と施策の体系

前章「3 廃棄物処理に関する動向と今後の課題」（p21～p23）を踏まえ、重点的な取り組みを設定のうえ、3つの視点のもと資源循環都市の実現に向け横断的に取り組みを進めます。

また、基本目標の達成に向けて、3つの基本方針を設定のうえ、7つの施策を展開し、効果的に取り組みを進めていきます。

（1）重点的な取り組み

国内外において喫緊の課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減のほか、3R*に主体的に取り組む担い手の育成に向けた環境教育の充実や、“杜の都仙台”を象徴する剪定枝*等の緑のリサイクルについて、重点的に取り組みを進めます。

◎使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用抑制と、プラスチック資源の分別・リサイクルの推進

◎食品ロスの削減と、生ごみの発生を極力減らすライフスタイルの定着

◎3Rに主体的に取り組む人づくりに資する“学びの場”の充実

◎廃棄物系バイオマス*による資源・エネルギーの利活用の推進

（2）視点

ごみ減量・リサイクルの推進にあたっては、それぞれの主体が役割を担い連携する「市民・事業者・市の協働」により取り組みを進めるとともに、3Rを実践する担い手の育成に向け「学び・考え・行動する人づくり」を意識した施策の展開に努めます。

また、杜の都の良好な環境を次の世代に引き継ぐため、「環境への配慮」を欠かさずごみの収集や施設の整備等を進めます。



(3) 基本方針と施策の展開

第1の方針として、持続可能な資源循環都市を目指すにあたって根幹的な取り組みとなる、3R*の推進を設定します。3Rの取り組みを進めるにあたっては、そもそもごみとなるものを発生させない、発生抑制を中心とした取り組みを進めます。

第2の方針には、地域における3Rやまち美化の担い手づくりを進めるため、わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、高齢化などの課題への対応にも取り組みます。

第3の方針には、東日本大震災や新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、様々な危機に対してしなやかに対応可能で安全かつ安定的なごみ処理体制の構築を目指します。

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rの推進

「モットイナイ」の心を育て、3Rによるごみの減量とリサイクル推進に取り組みます

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

3Rやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

施策4 社会環境の変化への対応

施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

施策6 ごみの適正処理体制の確立

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

基本方針 1 発生抑制を中心とした3Rの推進

施策 1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

- 1-1 プラスチックごみの削減 **重点** p32
- 1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル **重点** p33
- 1-3 緑のリサイクル **重点** p34

施策 2 ごみの適正排出と分別の推進

- 2-1 雑がみ・プラスチック製容器包装等の分別徹底 **重点** p35
- 2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底 p36
- 2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底 p36

基本方針 2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策 3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

- 3-1 情報発信の充実 p37
- 3-2 環境教育の推進 **重点** p38
- 3-3 外国人や若年層への周知・啓発 p39
- 3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携 p39

施策 4 社会環境の変化への対応

- 4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み p40
- 4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり p40

施策 5 環境美化の推進

- 5-1 環境美化の推進 p41
- 5-2 地域清掃や集積所管理の推進 p41

基本方針 3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策 6 ごみの適正処理体制の確立

- 6-1 処理施設の整備計画 p42
- 6-2 効率的な収集運搬体制の構築 p43
- 6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討 p43
- 6-4 脱炭素社会に向けた取り組み p43

施策 7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

- 7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備 p44
- 7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築 p44
- 7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築 p45

基本方針Ⅰ 発生抑制を中心とした3Rの推進

自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される資源循環社会の構築を目指すためには、不要なものを買わない・貰わない、ごみになるものを断る考え方を含めたごみの発生抑制（リデュース）の取り組みを最優先で進め、ごみの総量を抑制することが重要です。

次いで、繰り返し使う再使用（リユース）を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。

これらに取り組んだ後に残ったごみについては、焼却施設における余熱利用など、可能な限り熱回収し、適正処分を行います。

3Rは廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減につながり、脱炭素社会の実現にも資するものであることから、一層の取り組みを進めていきます。

【コラム5】 3R（スリーアール）とは

Reduce(発生抑制)・Reuse(再使用)・Recycle(再生利用)の略称で、循環型社会を構築するための行動3原則として、国の第四次循環型社会形成推進計画にも定められています。3つのRの意味をもう一度理解し、生活の基本的な行動として取り組んでいきましょう

まずは、^{リデュース}**Reduce（発生抑制）**できるだけごみを出さない

[主な行動事例]

- 食材は計画的に購入し使い切り、料理は作り過ぎずに食べきる。
- 過剰包装の商品は避け、野菜や果物はバラ売りを買う。
- マイバッグやマイバスケットを持参し、レジ袋はもらわない。
- 詰め替えできる商品を買う。

次に、^{リユース}**Reuse（再使用）**繰り返し使う

[主な行動事例]

- チラシやカレンダーなどの裏面をメモ用紙に使う。
- 不要になった家具や衣類、本などは、リサイクルプラザや、リサイクルショップへ持ち込み、必要な方へ使ってもらう。
- 古布類はリメイクしたり、雑巾などに再利用する。

最後は、^{リサイクル}**Recycle（再生利用）**資源に再生する

[主な行動事例]

- 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装は正しく分別して、市の収集日に排出する。
- 紙類は集団資源回収・拠点回収・市の収集、ライフスタイルにあわせて排出する。
- 食品トレイやモバイルバッテリーなどは店頭回収を利用する。

施策Ⅰ ごみ減量・リサイクルによる資源循環

近年の「プラスチック資源循環戦略*」の策定や「食品ロス削減推進法」の施行など、プラスチックごみと食品ロスの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの喫緊の課題であるとの認識のもと、これらへの対応に重点を置きごみ減量・リサイクルを推進します。

また、“杜の都仙台”の象徴的な施策として実施している剪定枝*等のリサイクル事業について、これまでの取り組みを活かし拡充の検討を進めます。

【1-1 プラスチックごみの削減】 **重点**

使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用抑制に向け、事業者とも連携しながら不必要なものは買わない・貰わない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、市民のライフスタイルの変革を促すことが重要です。

また、容器包装リサイクル法*の対象外となっているプラスチック素材の製品（以下「製品プラスチック」という。）について、リサイクル手法等の検討を進めたうえで、法の対象となるように国に対し働きかけを行っていきます。

さらには、家庭ごみ*やプラスチック製容器包装の指定袋へのバイオプラスチック*の導入可能性について検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 使い捨て（ワンウェイ）プラスチック製容器包装・製品のリデュースの徹底
- マイバッグ・マイボトル等の推奨（レジ袋使用削減）
- 容器包装リサイクル法対象外の製品プラスチックのリサイクルの検討
- 家庭ごみ等指定袋へのバイオプラスチック袋の導入可能性調査・研究
- 国・製造等事業者への要望（法制度の改正、拡大生産者責任*等）

【1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル】 **重点**

市民活動団体等と連携したフードドライブ*の実施や地域における生ごみ堆肥化など、これまで他都市に先駆けて市民・事業者・市の協働による取り組みを進めてきた知見を活かし、食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルを推進します。

食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、市民にとって身近な取り組みである「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発をはじめ、事業者との連携による発生抑制やリサイクルの推進など、様々な角度からの取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

【食品ロス削減の取り組み】

- 「食品ロスダイアリー」の活用や市民セミナーの開催、「エコ・クッキング講座」などによる家庭での食品ロス削減の促進
- 食品ロス削減月間や消費生活講座等における啓発の実施
- ごみの組成分析や市民アンケート等による食品ロス発生量等実態調査の実施
- 小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った量の料理の提供など、宴会や外食時における食べ残し削減の促進
- フードチェーン（生産、製造、販売）における食品ロス削減対策の推進（食品リサイクル法*に基づく再生利用、原材料の適切な仕入れ・保管など）
- 食育推進事業を通じた食品ロス削減を実践する担い手の育成
- フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

【生ごみ削減の取り組み】

- 「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」のさらなる推進
- 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入補助等による減量・リサイクルの推進
- 乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型事業の推進
- 地域における生ごみ堆肥化の取り組みの推進

【コラム6】 食品ロスについて

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間2,550万トン（農林水産省及び環境省「平成29年度推計値」）の食品廃棄物等が出されています。このうち、食品ロス量は612万トンで、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（平成30年で年間約390万トン）の1.6倍に相当します。

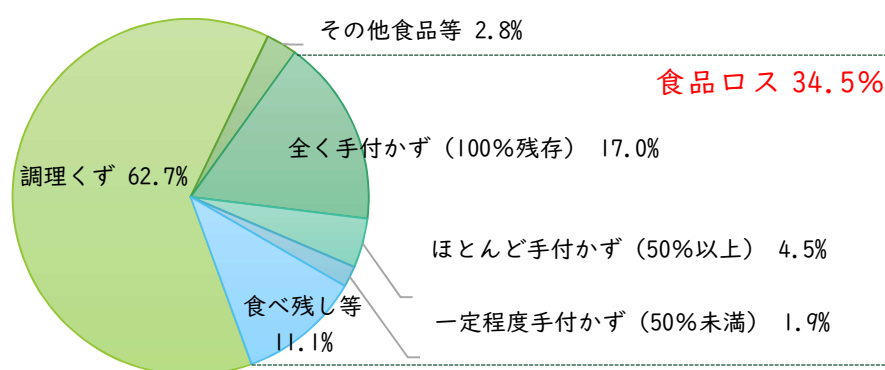
また、食品ロスを国民1人あたりに換算すると”お茶碗約1杯分（約132g）の食べもの”が毎日捨てられていることとなります。

（出典）消費者庁 HP より引用

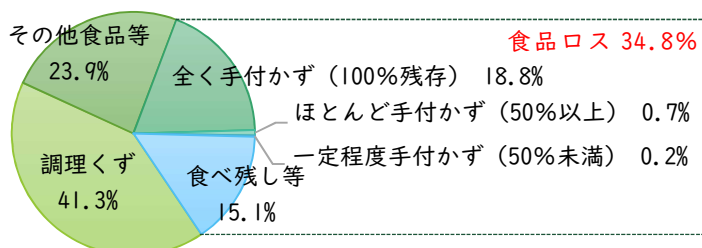
【コラム7】 本市の食品ロス量（推計）

本市では、令和元年度（2019年度）に実施した「一般廃棄物処理実態等調査」によると、家庭から出る生ごみに占める食品ロスの割合は34.5%で、約1.8万トンにもなります。

最も多いのは全く手付かず（100%残存）の食品が約3千トンで、次に多いのが食べ残し等の約2千トンとなっています。



また、事業所から出る生ごみに占める食品ロスの割合は34.8%で、約1.3万トンにもなり、家庭系食品ロス量と同じく、全く手付かずの食品が約2.4千トンで最も多く、次いで食べ残し等が約2千トンという結果が出ています。



【1-3 緑のリサイクル】 **重点**

令和2年度（2020年度）から本格実施している家庭系剪定枝*の資源化事業を引き続き実施するほか、より市民が排出しやすい環境の整備や、落ち葉の堆肥化など、さらなる資源循環の推進に向けた検討を進めます。

また、事業系剪定枝の資源化や公共事業における資源物の活用など、緑の循環が一層進むよう検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭系剪定枝等資源化の推進（落ち葉の堆肥化等の検討）
- 事業系剪定枝の資源化促進（民間処理施設の利活用）
- 公共事業における資源循環システムの構築（百年の杜推進事業との連携）

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

家庭ごみ*・事業ごみ*ともに資源物の混入割合は減少傾向となっているものの、未だ再生可能な紙類等の混入が認められる状況です。リサイクルによる資源循環を一層進めしていくため、資源物の分別の推進に向けた周知啓発や適正排出指導等に取り組みます。

また、家庭ごみ集積所への不適正排出*に対する指導のほか、産業廃棄物の不法投棄*や野外焼却等の防止に対する取り組みを進めます。

【2-1 雑がみ・プラスチック製容器包装等の分別徹底】 **重点**

家庭ごみの約20%を占めている雑がみ*等の再生可能な紙類について、雑がみ回収袋の活用による周知啓発に努め、引き続き分別徹底を推進するほか、従前は資源化が困難とされていたコーティング加工された紙製容器の拠点回収の実施や、集合住宅における効果的な雑がみ回収方法の検討など、紙類のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

また、プラスチック製容器包装のほか、缶・びん・ペットボトル等の資源物についても分別徹底を推進するとともに、使用済み小型家電、廃食用油、布類等の拠点回収の利用促進など、さらなる資源物のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 啓発用雑がみ回収袋の作成・配布、雑がみ回収ロゴマークの普及
- コーティング加工された紙製容器の分別促進・回収拠点の周知
- アパート・マンション等における効果的な雑がみ回収方法の検討
- 雑がみ収集専用袋導入の検討
- 民間事業者と連携した回収拠点の提供
- 集団資源回収*を活用した分別・リサイクルの推進
- プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等のさらなる分別推進
- 使用済み小型家電・廃食用油・布類等拠点回収の利用促進

【2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底】

事業ごみの減量を進めるためには、産業廃棄物や紙類等の資源物の混入防止が重要であることから、内容物検査の実施や排出事業者への指導、環境配慮の取り組みの促進など、事業ごみの適正排出と分別の徹底を促します。

実施・検討すべき取り組み

- 清掃工場における事業ごみ搬入車両の内容物検査（展開検査装置活用）の実施
- 内容物検査結果を踏まえた排出事業者への訪問指導の実施
- 排出事業者向け研修会等の開催
- 大規模建築物等への立入調査の実施
- 清掃工場への再生可能な事業系紙類の搬入禁止
- 事業者の環境へ配慮した取り組みの促進（エコにこマイスター*・エコにこゴールドマイスター認定制度、グリーン購入*など）

【2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底】

ごみの適正排出と分別推進の啓発を進めるためには、家庭ごみ*集積所等の排出場所における不適正排出*や不法投棄*防止対策の取り組みを進めることも重要となります。

町内会等の地域団体と連携のうへ、違反シールの貼付による不適正排出指導を実施し、地域における排出実態の把握に努めます。

また、監視カメラや防止看板の設置等の不法投棄防止対策に取り組むなど、地域における排出実態の把握に努めながら指導・啓発の強化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭ごみ集積所における不適正排出に対する指導（地域団体やクリーン仙台推進員*との連携）
- 現職警察官の配置及び産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン*）の配置
- 不法投棄の未然防止対策（監視カメラ、防止看板の設置）の実施

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

ごみ減量や3R*の取り組みを推進するためには、正しい知識を持ち、自ら実践に取り組む担い手を育成することが重要となります。

このため、発生抑制を中心とした3Rの取り組みなど、ごみ減量の必要性や分別の方法等に関する情報がより多くの市民・事業者によりわかりやすく伝わるよう、適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自発的に考え、行動することのできる人づくり・組織づくりを進めます。

また、ごみの散乱のない快適なまちづくりに向けた環境美化やごみ集積所の適切な管理、ごみ出しが困難な世帯への支援など地域において課題解決に取り組む団体等への支援や連携の強化を図るとともに、若者等の参加を促進する仕組みづくりに取り組めます。

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

計画改定にあたり令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査では、さらなるごみ減量や3Rの推進に向け市が講じるべき施策として、「市民への広報の強化」や「ごみ減量・3Rに関する学校教育の充実」等への要望が多く寄せられました。

また、若い世代ではごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低い傾向にあることがわかりました。

こうした結果を踏まえ、本市のキャラクターのうち最も市民認知度の高い、ごみ減量・分別キャラクター「ワケルくん」を活かしながら、小中学生などを対象とした早期からの環境教育の充実や、SNS等を活用した情報発信のほか、多文化共生に配慮した多言語による情報発信を行うなど、きめ細かな広報を展開していきます。

【3-1 情報発信の充実】

「市政だより」や市ホームページのほか、SNSやごみ分別アプリの活用等、様々な手法によるきめ細かな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクル推進や排出ルールに関する情報が届く工夫を講じていきます。

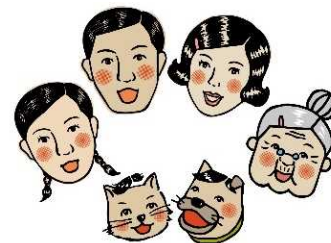
特に市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら時機を逸さない情報発信に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 「資源とごみの分け方・出し方」、「ワケルネット」、「ごみ分別アプリ」などによる周知・啓発
- 「市政だより」や市ホームページ、SNSの活用などによる情報発信
- 家庭ごみ*集積所や町内会等掲示板への啓発ポスター等掲示による周知・啓発
- リサイクルプラザを活用したリユース情報の発信
- エコフェスタ等の啓発イベントの開催
- 災害時等における迅速で的確な情報発信

【コラム8】ワケルくんファミリー

“ワケルくん”は、平成14年度の100万人のごみ減量大作戦キャンペーンにあわせて、「キッチンと分けていますか？」とごみ分別を促進するキャラクターとして登場しました。その後、「ほとんどの紙分けられます」と呼びかける妹の“ワケミちゃん”や「マイバックお持ちですか？」とレジ袋削減を推進する祖母の“トメさん”が登場。そのほか、「ワケルだけじゃないんです」と物を大切に作るリデュース、リユース、リサイクルの3Rを呼びかけるワケルくんのパートナーの“セツコさん”や、“ワケ猫ちゃん”、“ワケタロウ”が登場。ワケルくんファミリーは、本市のごみ減量・リサイクルキャンペーンの『顔』として重要な役割を担っています。今後の活躍に乞うご期待！



【3-2 環境教育の推進】 **重点**

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みが、なぜ持続可能な社会づくりのために必要なのかといったことや、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減など、我々が直面している廃棄物をめぐる課題について学ぶことができる環境の整備を進めます。

特に、小中学生自らが実践者となるとともに、家族も学べるような啓発ツールや学習の充実を図ります。

また、地域の担い手として活躍が期待される中高年層への啓発に取り組むなど、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりに努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 年齢や関心等、対象に合致する効果的な啓発の実施
- 地域向け出前講座*の実施
- 環境施設見学会の実施（ワケルくんバスの運行）
- 周知啓発用の動画コンテンツや展示物などの更新

【3-3 外国人や若年層への周知・啓発】

本市には留学生をはじめ1万人を超える外国人住民が居住しているほか、毎年4万人を超える市外からの転入者がいるという特色があります。

ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層はごみ減量・3R*に関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、多言語のパンフレットや動画コンテンツなどの活用、大学、専門学校や高校等と連携した周知・啓発により、本市における分別方法やごみ減量・リサイクル推進の取り組みを効果的に伝えます。

実施・検討すべき取り組み

- 大学、専門学校や高校等と連携した排出ルール等の周知・啓発
- 多言語の動画コンテンツやアプリ等を活用した広報の展開
- 進学、留学、単身赴任等による短期居住者への効果的な周知・啓発

【3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携】

地域でごみ減量・リサイクルや環境美化の推進に取り組むリーダーであるクリーン仙台推進員*とクリーンメイト*は、市民協働によりごみの減量とリサイクルの推進を進めてきた本市の貴重な資源です。

クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携を図り、その活動を支援するほか、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報発信を行うなど、それぞれの地域の実情を踏まえ、取り組みが進むよう努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 研修会・活動報告会の実施によるクリーン仙台推進員等の活動支援
- 「仙台メビウス通信」、「活動の手引き」等の刊行による情報共有
- 永年勤続表彰（10年以上継続のクリーン仙台推進員対象）

施策4 社会環境の変化への対応

高齢化等を背景として、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加していることが懸念されるほか、地域コミュニティによるごみ集積所の管理が困難になるなど、様々な問題が顕在化しつつあります。

また、本市では単身世帯の割合が増加しており、中食³によるプラスチック製容器包装の排出増が見込まれるほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活様式の変化等により、ごみの排出についても様々な影響が及ぶことも考えられます。

こうした地域で生じている課題や、社会状況の変化を把握したうえで、コミュニティの維持や課題解決に向け、支援の実施や制度見直しなど必要な対策に取り組みます。

【4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み】

高齢や障害などによりごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図るため、支援活動を行っている地域団体に対して奨励金を交付します。

また、巣ごもり消費や在宅勤務により家庭ごみ*の排出量が増加するなど、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う生活様式の変化を的確に捉えたうえで、啓発をはじめとする社会状況の変化に応じた取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域ごみ出し支援活動促進事業の実施
- 家庭ごみ指定袋の配布によるごみ処理手数料の減免（紙おむつ支給対象者等）
- 生活様式の変化を踏まえたごみ減量・リサイクル推進事業の実施・検討

【4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり】

クリーン仙台推進員・クリーンメイト*や町内会等の地域団体と連携し、地域の課題や特性を把握したうえでごみ減量・リサイクルを進めるほか、ごみの適正排出やごみ集積所の維持・管理など、個別具体的な課題の解決に向けた活動を支援します。

また、それぞれの地域における様々な活動や先導的な取り組みについては、市民・事業者に効果的に伝えるよう広報・啓発に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動の支援
- 地域で活動する団体との連携・地域内交流の活性化による人材育成
- 地域における様々な活動を、市民・事業者に効果的に伝えるための仕組みづくり
- 市民・事業者と連携したごみの適正排出指導の実施
- 地域コミュニティを活用した集団資源回収*の促進
- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理のあり方の検討

³ 中食（なかしょく）とは、外食と家庭での料理の中間にあり、惣菜や弁当などを買って帰り、家で食べること、あるいはその食品のこと。

施策5 環境美化の推進

これまで本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づくポイ捨て防止や地域清掃等の環境美化について、市民・事業者・市が連携・協力して活動する「仙台まち美化ネットワーク*」や、ごみ減量・リサイクルに取り組む地域リーダーであるクリーン仙台推進員*やクリーンメイト*との協働により取り組みを進めてきました。

こうした本市の強みを活かし、市民・事業者との連携を深めながら、引き続きポイ捨てや不法投棄*をしない人づくり・させない環境づくりを推進します。

【5-1 環境美化の推進】

ごみの散乱は“杜の都仙台”の景観を損ねるだけでなく、自然環境に及ぼす影響も危惧されています。世界的な問題になっているプラスチックによる海洋汚染についても、陸上で発生したプラスチックごみが河川を通じて海域に流出することが一つの原因となっており、清潔で快適なまちづくりを推進することが重要です。

ごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民・事業者・市の協働により全市を挙げた環境美化の推進に取り組めます。

実施・検討すべき取り組み

- アレマアクションプランの実践（アレマキャンペーンの展開）
- 仙台まち美化サポート・プログラム*の実施
- 公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰の実施

【5-2 地域清掃や集積所管理の推進】

毎年全市的な環境美化活動として実施している「アレマキャンペーン」のみならず、日常的に地域で実施しているボランティア清掃や地域清掃など、それぞれの地域における取り組みも重要です。

また、ごみ集積所の排出マナーの悪さはごみの散乱を招き、ポイ捨てや不法投棄の懸念があることから、市民一人ひとりの排出マナーが向上するよう、地域での清潔保持や意識向上につながる啓発を進めていきます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域清掃等に対する支援（地域清掃ごみ袋の配布、清掃用具の貸与等）
- 家庭ごみ*集積所排出実態調査（クリーン仙台推進員との協働）
- 家庭ごみ集積所周辺清掃用ごみ袋・飛散防止ネットの配布
- 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」（表彰制度）の実施

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

市民や事業者が日々安心して生活や事業活動を行うためには、ごみを安全で安定的に処理する体制を構築し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることが重要です。

老朽化が見込まれる施設については、ごみ量の見込みやごみ質の変化の予測を踏まえたうえで、温室効果ガス*の削減効果や経済性等を総合的に勘案し、改良や更新等を検討・実施することにより、適正な処理体制を確保します。

また、これまでの東日本大震災や新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする様々な災害等の経験を踏まえ、外部からの支援が得難い場合においても安定した収集体制や処理施設の稼働を維持するなど、災害に強い体制づくりを進めます。

施策6 ごみの適正処理体制の確立

処理施設については、災害時の廃棄物の迅速な処理や他自治体への処理支援等を考慮しながらあり方を整理し、既存施設の長寿命化を図りつつ、計画的に整備を進めます。

収集運搬については、今後の社会経済状況の変化に対応しつつ、将来にわたり継続性が確保される体制の構築に向け、災害時等のバックアップ体制のあり方も含め検討していきます。

また、家庭ごみ*等有料化の効果及び課題等の検証を行うとともに、費用負担の適正化を考慮したごみ処理手数料について検討を行います。

脱炭素社会*の実現に向けては、廃棄物エネルギーの利活用や温室効果ガス排出量の定量評価を行うほか、収集運搬の効率化などに取り組みます。

【6-1 処理施設の整備計画】

長期的な施設整備計画を策定し、ごみ処理施設の計画的な整備のほか、改修・維持管理に努めます。

既存施設の整備にあたっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギーや高エネルギー回収設備の導入を検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 処理施設の強靱化を考慮した将来的な整備計画の策定
- 松森工場の基幹的設備改良工事の検討
- 粗大ごみ*処理施設・資源化センターの基幹改良等による維持・管理
- 石積埋立処分場の維持・管理（第2期整備第2区画拡張工事の計画）
- 老朽化した堆肥化センターのあり方の検討

【6-2 効率的な収集運搬体制の構築】

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、あり方を検討していきます。

また、生活ごみ*については、ごみ量の予測や処理施設の整備状況に応じた収集方法や運搬ルート of 効率化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 将来のごみ収集運搬体制のあり方についての検討
- 生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証
- 災害時等のバックアップ体制の検討

【6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討】

家庭ごみ*等有料化導入から12年以上経過していることを踏まえ、これまでの取り組みの効果について評価・検証を行うとともに、さらなるごみ減量・リサイクル推進と受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料のあり方について検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭ごみ等有料化の検証
- 受益者負担の適正化の検討
- 指定袋のサイズの見直しの検討
- 資源化促進に向けた市民・事業者にとってインセンティブが働く仕組みづくりの検討

【6-4 脱炭素社会に向けた取り組み】

収集運搬、処理施設及び最終処分*における温室効果ガス*排出量の削減に努めるとともに、廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の算出と評価を行います。

また、焼却施設における余熱利用など、廃棄物エネルギーの活用を推進するとともに、廃棄物バイオマス*のリサイクル体制の構築に向け検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- ごみ収集運搬車両の低公害化の推進
- 焼却施設における余熱利用・電力利用の推進（余剰電力の売却など）
- 焼却施設へのEV供給設備導入の検討
- バイオガス化施設等導入可能性の調査・検討

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

地震や台風・大雨等の災害時において、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき具体的手順を定めるマニュアルの整備や関係団体との連携強化を図る等、災害発生への備えを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、広域支援が得難い状況においても非常事態に対応できる処理体制の確立に向け取り組みを進めます。

【7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備】

地震や台風・大雨等の自然災害の発生により生じる膨大な災害廃棄物処理について、可能な限り市域内で処理することを前提とし、別途定める「仙台市災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、マニュアルを整備するとともに、廃棄物処理業者や建設業者等との協定の締結や災害発生時に備えた対策の検討を進める等、災害に備えた体制の整備に取り組みます。

実施・検討すべき取り組み

- 災害廃棄物処理マニュアルの整備
- 関係団体との災害協力に関する協定の締結と災害発生時に備えた対策の検討
- 災害廃棄物処理における人材育成（図上訓練等の実施）

【7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築】

災害発生時には職員の被災市町村への派遣や、可能な範囲で市域外の災害廃棄物の受け入れを行う等、東北の中核都市として他市町村への支援や広域処理にも取り組みます。

また、災害時に発生する膨大な災害廃棄物の広域処理が可能な処理量や処理能力を考慮したうえで、施設の更新や改修等の検討を進めます。

さらに、清掃工場ではごみ処理に伴い発生する焼却熱により発電が可能であることから、こうしたエネルギーを活用した防災拠点化についても検討を行います。

実施・検討すべき取り組み

- 東日本大震災の経験・教訓を活かした被災市町村への支援
- 防災拠点としての施設利用（清掃工場等）
- 災害廃棄物処理の広域処理体制の検討

【7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築】

感染症の蔓延時は、地域間の移動制限により他自治体支援が得難いことや、収集作業員やごみ処理施設の従事者の感染により事業停止等の可能性もあることから、事業者間でバックアップするなど安定的な処理体制を構築します。

実施・検討すべき取り組み

- 収集運搬に関わる事業者における感染防止対策の徹底及び事業継続計画の策定
- 事業者間のバックアップ体制の構築
- 処理施設内における感染防止対策及び事業継続計画の策定

附属資料

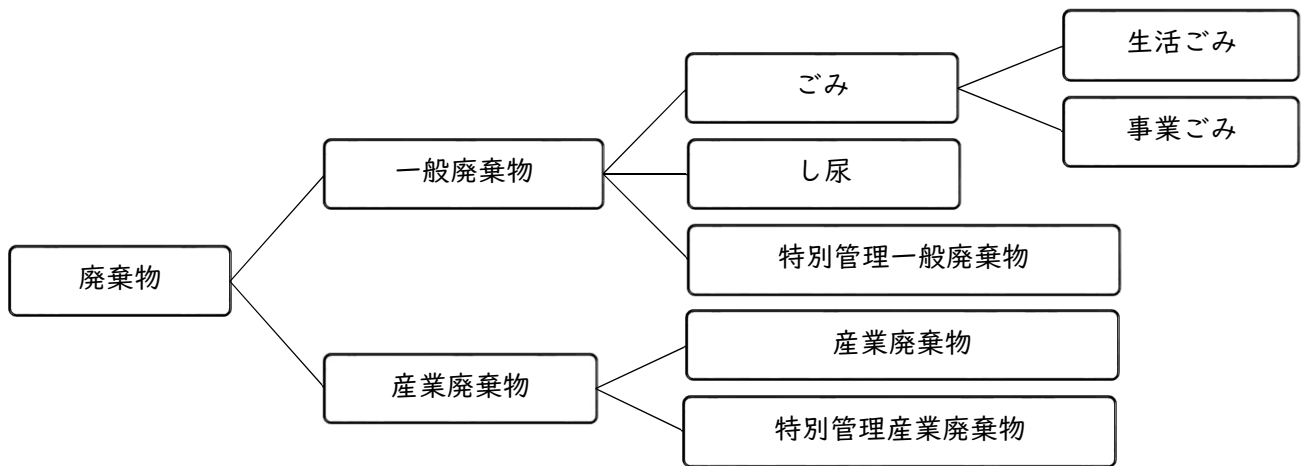
- ごみ処理体制
- ごみ処理関連施設一覧
- ごみ処理の流れ
- ごみ処理等の実績
- 仙台市廃棄物対策審議会
- 中間案に関する意見募集
- 用語説明

○ ごみ処理体制

Ⅰ 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条に定めるもので、「一般廃棄物*」と「産業廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物以外はすべて一般廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類され、本市では、「ごみ」について、家庭の日常生活に伴って生じたすべての廃棄物を「生活ごみ*」、事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物を「事業ごみ*」と分類しています。



2 生活ごみの収集体制

(1) 定日収集生活ごみ

定日に収集する生活ごみ*のことで、ごみ集積所から収集する「ステーション収集」が4区分、事前申込による「戸別収集」が2区分となっています。

分別区分	収集主体	収集頻度	排出方法		排出場所
<u>家庭ごみ*</u>	委託	週2回	指定袋	有料	ステーション収集
プラスチック製容器包装	委託	週1回	指定袋		
缶・びん・ペットボトル、 廃乾電池類	委託	週1回	回収容器	無料	
紙類	委託	月2回	種類別に結束		
<u>粗大ごみ*</u>	委託	概ね2週に1回	事前申込制	有料	戸別収集
<u>剪定枝*</u>	委託	概ね2週に1回	事前申込制	無料	

(2) 資源物の拠点回収と集団資源回収

家庭から排出される資源物については、子供会や町内会等が実施する集団資源回収*や、区役所等における拠点回収等による分別徹底を推進しています。

【拠点回収】

対象資源物	回収品目	回収場所
紙類	新聞、段ボール、雑誌、紙パック、 <u>雑がみ*</u>	区役所・市民センター等
布類	古布、古着	区役所・市民センター等
廃食用油	植物油のみ	みやぎ生協（一部店舗）
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ACアダプタ等	区役所・スーパー等

なお、集団資源回収による回収品目は、古紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック、雑がみ）、布類（古布、古着）、アルミ缶、リターナブルびんを対象としています。

3 事業ごみの収集体制

市の施設で処理する事業ごみ*は、排出事業者が一般廃棄物*収集運搬業許可業者に収集運搬を委託、又は自己搬入により適正に処理しなければなりません。

分別区分		収集主体	収集方法
可燃ごみ		許可業者 自己搬入	許可業者（担当地域及び排出事業者限定） が定める指定袋又は従量制等による収集、 又は自己搬入
不燃ごみ			
資源物	缶・びん・ペットボトル		
	生ごみ等 ⁴		
<u>粗大ごみ*</u>			

民間のリサイクル施設の利用等、リサイクル可能な資源物の分別及びリサイクルを推進します。

分別区分	対象品目	収集主体	搬入先
古紙類	新聞、段ボール、雑誌・カタログ等、 <u>雑がみ*</u> 、OA紙、シュレッダー紙	許可業者 自己搬入	事業系紙類回収庫 ⁵ 古紙問屋
木くず	廃木材、伐採木、 <u>剪定枝*</u> 、木製家具等		許可業者の施設
食品廃棄物	食品廃棄物		許可業者の施設

⁴ 市立学校給食残渣、公共街路樹等剪定枝

⁵ 青葉環境事業所、宮城野環境事業所、若林環境事業所、泉環境事業所にて無料で受け入れ

4 排出禁止物

以下の廃棄物について、排出及び本市処理施設への搬入を禁止しています。

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	ボタン型乾電池、劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気の残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等 ⁶
その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	ピアノ、排気量 50 cc を超えるオートバイ、タイヤ、大型金庫等
他の法律でリサイクルが義務付けられているもの ⁷	家電リサイクル法*に定める特定家庭用機器廃棄物、自動車リサイクル法に定める自動車、重量が 1 kg を超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）

5 ごみ処理手数料

(1) 家庭ごみ及びプラスチック製容器包装

平成 20 年（2008 年）10 月からごみの発生抑制と資源物の分別徹底を目的に、有料指定袋による受益者負担制度を導入しています。

区分	サイズ	容量	手数料の額	販売価格 ⁸
家庭ごみ*	大	45 リットル	40 円/枚	400 円
	中	30 リットル	27 円/枚	270 円
	小	20 リットル	18 円/枚	180 円
	特小	10 リットル	9 円/枚	90 円
プラスチック製容器包装	大	45 リットル	25 円/枚	250 円
	中	30 リットル	16 円/枚	160 円
	小	15 リットル	8 円/枚	80 円

⁶ 汚泥等については、南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く

⁷ 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が 1 kg を超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く

⁸ 10 枚 1 組で販売（消費税込み）

(2) 粗大ごみ

平成 13 年（2001 年）4 月から有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、粗大ごみ*受付センター（コールセンター）への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額	手数料納付券	主な品目
粗大ごみ	400 円	400 円券	ガステーブル、自転車、テレビ台 ⁹ など
	800 円	400 円券×2 枚	調理台、ソファ ¹⁰ 、電子レンジなど
	1,200 円	400 円券×3 枚	机 ¹¹ 、流し台、ベッド ¹² 、浴槽など
	1,600 円	400 円券×4 枚	電子ピアノ、卓球台など
	3,000 円	3000 円券	スプリングマットレス（台込み）

(3) 臨時ごみ

引っ越しや大掃除等で、一度に多量のごみを処理する場合は、有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、環境事業所又は許可業者への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額
収集手数料	1 回につき 1,000 円
粗大ごみ品目別料金	「(2) 粗大ごみ」と同じ
その他のごみの料金	10 kg 毎に 260 円

(4) 自己搬入

清掃工場等に自ら持ち込んで処理する場合は、重量制により有料で受け入れています。現行の手数料額は、平成 30 年（2018 年）4 月から施行されています。

区分	持ち込み先	手数料の額
<u>家庭ごみ*</u> 粗大ごみ <u>事業ごみ*</u> （可燃、粗大ごみ）	今泉工場・葛岡工場・松森工場（ただし、松森工場は、粗大ごみの持ち込み不可。）	100 kg まで 1,500 円 100 kg 超 10 kg 毎に 150 円
ブロック・れんが・ガラスなど 事業ごみ（不燃）	石積埋立処分場	
缶・びん・ペットボトル 事業ごみ（缶・びん等）	葛岡資源化センター 松森資源化センター	100 kg 毎に 300 円

⁹ 高さ、幅及び奥行の合計が 1.5m 未満の場合。1.5m 以上は 800 円（400 円券×2 枚）

¹⁰ 1 人掛けの場合。2 人掛け以上は 1,200 円（400 円券×3 枚）

¹¹ 両袖机以外の場合。両袖机は 1,600 円（400 円券×4 枚）

¹² シングルの場合。ダブル・二段・介護用は 1,600 円（400 円券×4 枚）。いずれもスプリングマットレスは除く

○ ごみ処理関連施設一覧

本市が設置するごみ処理関連施設は次のとおりです。

(1) 焼却施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉工場 (昭和 60 年 12 月)	若林区今泉字上新田 103	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉(200 トン/24 h × 3 炉)
葛岡工場 (平成 7 年 8 月)	青葉区郷六字葛岡 57-1	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ炉(300 トン/24 h × 2 炉)
松森工場 (平成 17 年 8 月)	泉区松森字城前 135	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ炉(200 トン/24 h × 3 炉)
ペット斎場 (平成 4 年 3 月)	泉区松森字阿比古 7-1 松森資源化センター敷地内	265 kg/h (175 kg/h × 1 炉、60 kg/h × 1 炉、30 kg/h × 1 炉)

※3工場とも自家発電設備を有し、場内に給電しているため、全炉が停止しない限り、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(2) 粗大ごみ処理施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉粗大ごみ*処理施設 (昭和 61 年 7 月)	若林区今泉字上新田 103 今泉工場敷地内	120 トン/5 h せん断式(45 トン/5 h × 2 基)、回転式(30 トン/5 h × 1 基)
葛岡粗大ごみ処理施設 (平成 7 年 8 月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	140 トン/5 h せん断式(35 トン/5 h × 2 基)、回転式(70 トン/5 h × 1 基)

※焼却施設から電気供給を受けており、焼却施設が稼働していれば、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(3) 資源化施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
葛岡資源化センター (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	70 トン/5 h 手選別・機械選別 (35 トン/5 h × 2 系列)
松森資源化センター (平成4年8月)	泉区松森字阿比古 7-1	70 トン/5 h 手選別・機械選別 (35 トン/5 h × 2 系列)

(4) 高速堆肥化施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
堆肥化センター (平成14年3月)	富谷市石積堀田 26 石積埋立処分場敷地内	25 トン/24 h 横型平面式機械攪拌通気 発酵方式 (パドル式)

(5) 最終処分場

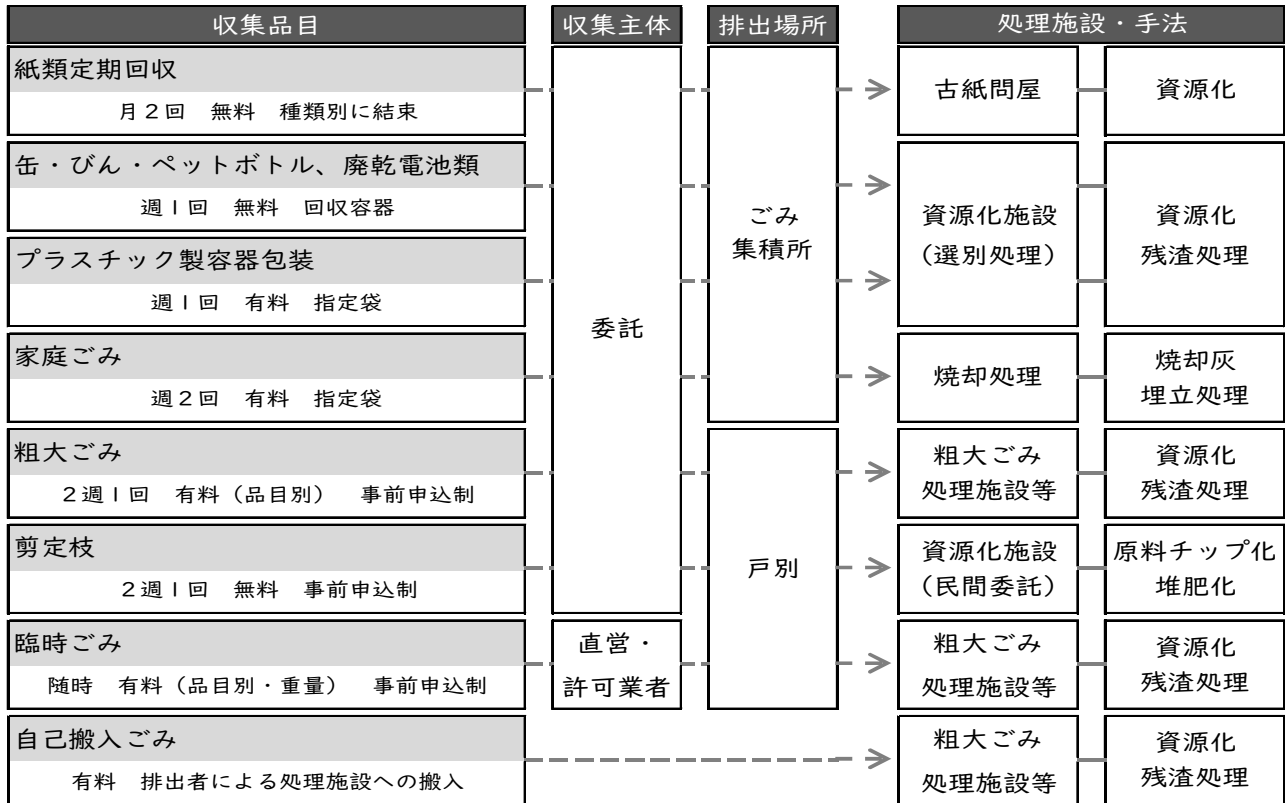
施設名称 (埋立期間)	所在地 (敷地面積)	埋立面積	埋立容積
石積埋立処分場 (昭和61年4月～)	富谷市石積堀田 26 (794,706 m ²)	348,400 m ²	6,412,000 m ³

(6) リサイクル推進啓発施設

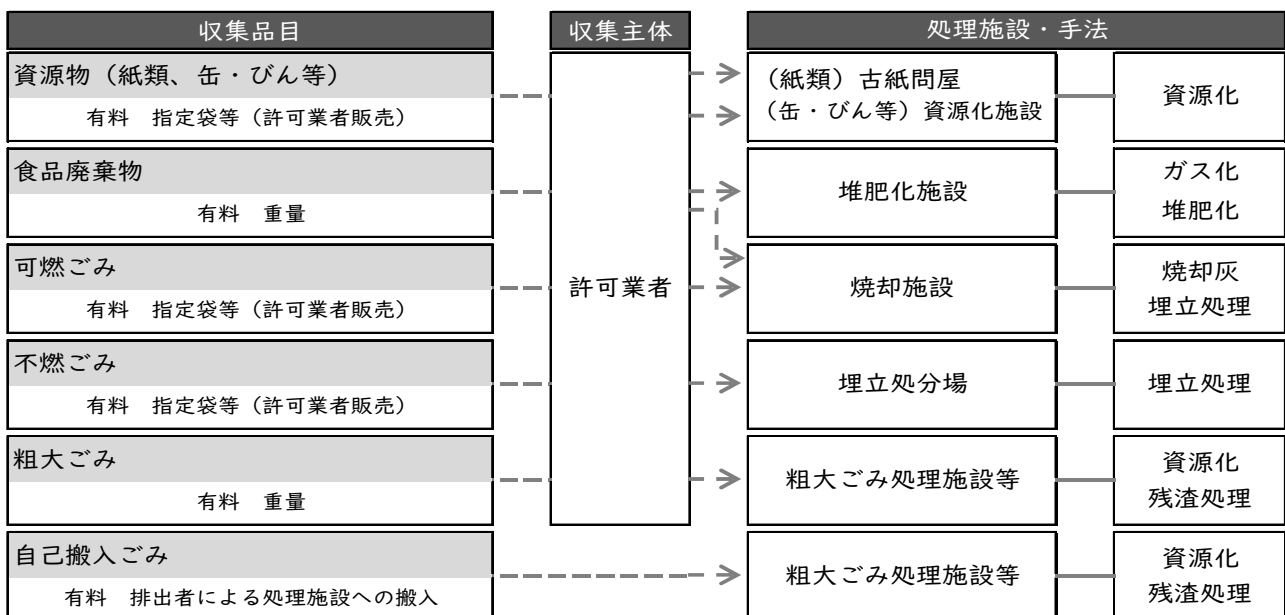
施設名称 (開設年月)	所在地	施設内容
葛岡リサイクルプラザ (平成7年9月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	展示学習室、リサイクル工房等
今泉リサイクルプラザ (平成13年4月)	若林区今泉字上新田 103 今泉工場敷地内	展示室、リサイクル工房等

○ ごみ処理の流れ

【生活ごみの処理の流れ】



【事業ごみの処理の流れ】



○ ごみ処理等の実績<平成21年度(2009年度)~令和元年度(2019年度)>

Ⅰ ごみ総量等の推移

(1) ごみ総量等

(単位：トン)

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
10月1日推計人口(人)	1,033,515	1,045,986	1,049,493	1,060,877	1,068,511	1,073,242	1,082,159	1,084,674	1,086,377	1,088,669	1,090,263
ごみ総量 ① (=②+③)	366,785	367,436	412,717	393,848	390,383	385,863	381,036	376,033	377,595	370,566	373,373
1人1日当たり(g/日・人)	972	962	1,074	1,017	1,001	985	962	950	952	933	936
生活ごみ量 ②	231,519	236,431	250,966	246,831	245,320	242,958	240,555	236,181	236,086	233,408	234,235
1人1日当たり(g/日・人)	614	619	653	637	629	620	607	597	595	587	587
家庭ごみ量	184,812	190,162	199,368	195,371	193,059	191,381	188,611	184,897	185,854	183,513	184,794
1人1日当たり(g/日・人)	490	498	519	505	495	489	476	467	469	462	463
缶・びん・ペットボトル等	19,475	19,594	21,497	20,850	21,257	21,143	21,358	21,243	21,081	20,981	20,621
プラスチック製容器包装	12,956	12,043	12,771	12,584	12,562	12,374	12,446	12,489	12,581	12,633	12,616
紙類定期回収	10,753	10,781	13,426	13,933	14,341	14,258	14,122	13,592	12,577	12,028	11,347
粗大ごみ	1,950	2,001	2,505	2,623	2,670	2,546	2,625	2,682	2,726	2,958	3,106
臨時ごみ等	1,573	1,850	1,399	1,470	1,431	1,256	1,393	1,278	1,267	1,237	1,557
剪定枝(平成30(2018)年度~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	194
事業ごみ量 ③	135,266	131,005	161,751	147,017	145,063	142,905	140,481	139,852	141,509	137,158	139,138
1人1日当たり(g/日・人)	359	343	421	380	372	365	355	353	357	345	349
可燃ごみ	102,564	100,649	111,822	112,800	111,095	109,604	108,111	107,991	107,918	105,796	107,366
不燃ごみ	3,580	2,640	4,036	3,013	2,449	2,232	2,081	1,778	2,115	1,732	1,879
資源ごみ	4,920	4,950	3,908	4,205	4,737	4,518	4,390	4,067	3,867	3,701	3,587
粗大ごみ	24,202	22,766	41,985	26,999	26,782	26,551	25,899	26,016	27,608	25,929	26,306

(2) リサイクル量・リサイクル率等

(単位：トン)

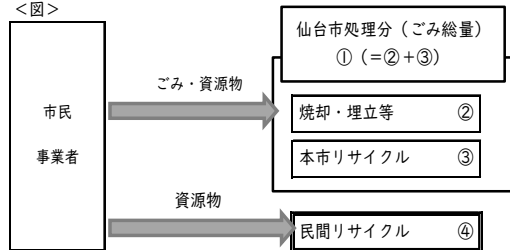
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
ごみ総量	366,785	367,436	412,717	393,848	390,383	385,863	381,036	376,033	377,595	370,566	373,373
本市リサイクル量	45,013	43,886	48,111	47,866	48,175	47,250	47,164	45,977	44,769	44,246	43,517
缶・びん・ペットボトル等	17,985	17,505	19,237	18,414	18,278	17,759	17,780	17,222	16,908	16,885	16,668
プラスチック製容器包装	12,528	11,665	12,385	12,190	12,217	11,999	12,041	12,020	12,032	12,168	12,164
紙類定期回収	10,753	10,781	13,426	13,933	14,341	14,258	14,122	13,592	12,577	12,028	11,347
堆肥化センター	1,475	1,418	234	557	1,254	1,096	1,100	1,079	987	875	851
粗大ごみ処理鉄類回収等	2,272	2,517	2,829	2,772	2,085	2,138	2,121	2,064	2,264	2,290	2,487
民間リサイクル量	99,018	86,199	91,765	95,716	97,848	96,854	94,150	91,071	90,671	89,093	87,731
集団資源回収等	33,277	31,503	32,386	32,844	32,156	31,553	30,420	28,530	26,920	27,019	28,936
養豚飼料回収	3,490	3,252	3,107	3,226	3,243	2,615	2,331	2,324	2,159	1,294	1,285
事業用大規模建築物等	46,131	35,985	41,211	44,058	44,045	43,464	43,481	41,580	43,708	44,760	41,073
事業系紙類	9,677	10,244	11,228	11,994	14,908	15,384	12,940	13,273	12,882	12,037	13,620
剪定枝等チップ化	1,909	1,695	487	505	526	585	1,393	1,238	1,084	1,574	2,451
生ごみ堆肥化	4,534	3,520	3,346	3,089	2,970	3,253	3,585	4,126	3,918	2,409	366
リサイクル総量	144,031	130,085	139,876	143,582	146,023	144,104	141,314	137,048	135,440	133,339	131,248
総排出量	465,803	453,635	504,482	489,564	488,231	482,717	475,186	467,104	468,266	459,659	461,104
リサイクル率※	30.9%	28.7%	27.7%	29.3%	29.9%	29.9%	29.7%	29.3%	28.9%	29.0%	28.5%
焼却処理量	316,591	319,136	346,784	340,319	336,897	333,424	329,294	325,903	328,502	322,515	326,017
家庭ごみ	184,812	190,162	199,368	195,371	193,059	191,381	188,611	184,897	185,854	183,513	184,794
事業ごみ(可燃)	102,564	100,649	111,822	112,800	111,095	109,604	108,111	107,991	107,918	105,796	107,366
粗大ごみ処理後 可燃残さ	25,132	23,452	31,154	27,618	27,937	27,456	27,527	27,619	29,050	27,496	28,241
資源ごみ処理後 可燃残さ	3,705	4,234	3,908	4,292	4,601	4,824	4,891	5,219	5,495	5,517	5,396
地域清掃ごみ等	378	639	532	238	205	159	154	177	185	193	220
埋立処分量	50,438	50,217	81,623	55,787	63,133	54,410	51,615	50,188	50,913	49,546	51,662
直接埋立	3,647	2,857	4,315	3,073	2,503	2,279	2,136	1,837	2,166	1,779	1,933
破碎残さ	81	197	11,157	642	133	104	78	74	70	60	179
資源残さ	1,658	1,765	2,412	2,186	2,206	2,357	2,382	2,259	2,107	1,870	1,745
焼却灰	45,052	45,398	63,739	49,886	58,291	49,670	47,019	46,018	46,570	45,837	47,805

※リサイクル率の算出方法

<算定式>

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル総量【③+④】}}{\text{総排出量【①+④】}} \times 100$$

<図>



2 個別施策の実績等

(1) 環境施設見学バスの運行状況

対象者数		平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
団体貸付	件数(件)	87	86	27	77	97	88	63	75	86	106	89
	見学者数(人)	2,571	2,453	756	2,177	2,649	2,412	1,242	2,053	2,330	2,838	2,407
一般公募企画	件数(件)	5	10	8	10	8	8	3	7	8	8	9
	見学者数(人)	135	219	205	258	183	209	50	162	188	216	187
合計	件数(件)	92	96	35	87	105	96	66	82	94	114	98
	見学者数(人)	2,706	2,672	961	2,435	2,832	2,621	1,292	2,215	2,518	3,054	2,594

(2) リサイクルプラザ利用状況

入館者数	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
葛岡リサイクルプラザ(人)	60,574	52,919	44,793	51,878	48,079	47,571	51,150	52,658	50,039	50,276	55,690
今泉リサイクルプラザ(人)	21,226	16,948	14,133	15,373	15,018	17,615	16,538	18,927	18,799	19,180	17,321
合計(人)	81,800	69,867	58,926	67,251	63,097	65,186	67,688	71,585	68,838	69,456	73,011

(3) クリーン仙台推進員等の委嘱状況

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
クリーン仙台推進員(人)	2,510	2,587	2,604	2,245	2,283	2,243	2,260	2,348	2,365	2,490	2,484
クリーンメイト(人)	1,104	1,502	1,570	1,494	1,539	1,500	1,513	1,657	1,676	1,708	1,699

(4) レジ袋の有償提供による削減実績

実績等	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
総削減枚数(万枚)	5,586	5,351	5,038	5,265	5,467	5,776	5,968	6,227	6,300	6,363	6,530
原油換算量(キリットル)	771	738	695	727	754	797	824	859	869	878	901
CO2換算量(トン)	2,020	1,935	1,822	1,904	1,977	2,089	2,158	2,251	2,278	2,300	2,361

(5) 生ごみ堆肥化容器購入費補助状況

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	
購入世帯数(世帯)	1基	315	191	103	94	111	107	119	72	82	66	75
	2基	197	101	95	115	104	80	62	53	56	66	32
	合計	512	292	198	209	215	187	181	125	138	132	107
補助基数(基)	709	393	293	324	319	267	243	178	194	198	139	

(6) 電気式生ごみ処理機購入費補助状況

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
補助台数(台)	786	298	223	242	235	186	195	189	203	184	196

(7) 乾燥生ごみ回収実績

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
各区野菜市 (kg)	4,199	3,994	2,628	3,049	2,383	1,404	1,367	1,254	1,198	1,228	1,092
各環境事業所 (kg)	1,771	1,615	1,519	1,502	896	743	733	414	584	690	568
各市民センター (kg)	9,856	8,201	6,010	6,315	5,672	5,465	4,732	4,502	4,102	4,171	3,354
家庭ごみ減量課 (kg)	268	174	163	107	197	101	72	53	61	45	56
合計 (kg)	16,094	13,984	10,320	10,973	9,148	7,713	6,904	6,223	5,945	6,134	5,070

(8) ごみ焼却施設における発電状況等の推移

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
発電量 合計 (kWh)	107,018,550	111,874,650	139,666,587	119,993,980	121,297,960	118,718,360	121,915,370	123,412,305	131,742,800	127,948,020	132,008,600
場内消費量 (kWh)	60,704,000	66,153,940	59,619,287	52,550,280	56,893,187	55,023,101	54,384,086	48,980,923	51,870,521	50,366,461	50,431,271
他施設供給量 (kWh)	5,982,200	6,154,290	5,857,800	6,154,300	6,023,820	5,936,120	5,869,090	5,766,445	5,783,840	5,768,950	5,792,070
売却電力量 (kWh)	40,332,350	39,566,420	74,189,500	61,289,400	58,380,953	57,759,139	61,662,194	68,664,937	74,088,439	71,812,609	75,785,259
売電収入額 (円)	326,450,956	326,764,250	618,805,705	516,358,429	955,215,667	1,096,471,039	1,173,898,447	1,074,724,029	927,591,541	894,725,965	1,000,645,393

(9) ごみ集積所の設置件数

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
帰属 (市所有)	2,417	2,479	2,510	2,548	2,580	2,623	2,768	2,823	2,851	2,871	2,909
共同住宅	6,145	6,471	6,693	6,974	7,322	7,719	8,115	8,479	8,993	9,375	9,846
うちコンテナボックス設置	(221)	(218)	(209)	(206)	(209)	(209)	(209)	(207)	(207)	(203)	(201)
空き地	3,320	3,054	3,048	3,041	3,052	3,078	3,082	3,093	3,156	3,256	3,277
公園	59	27	29	29	29	30	29	30	30	26	26
道路上	4,535	4,650	4,640	4,625	4,604	4,621	4,621	4,640	4,637	4,712	4,710
歩道上	1,728	1,715	1,706	1,700	1,706	1,700	1,691	1,684	1,684	1,621	1,617
合計	18,204	18,396	18,626	18,917	19,293	19,771	20,306	20,749	21,351	21,861	22,385

(10) ごみ処理費用の推移

(単位：千円)

	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度
ごみ収集	1,647,400	1,675,312	1,703,715	1,758,431	2,198,897	2,275,059	2,283,760	2,293,485	2,210,240	2,336,301	2,473,746
ごみ処分	8,081,974	7,977,536	7,811,799	7,791,997	7,163,622	7,664,318	7,910,919	8,191,562	7,885,435	7,924,688	8,345,882
うち焼却	6,878,945	6,816,658	6,631,907	6,657,251	6,080,095	6,429,342	6,702,255	7,009,699	6,438,922	6,478,642	6,892,666
うち埋立	472,907	462,111	471,214	474,586	433,444	470,612	552,764	519,074	793,783	800,236	795,048
うち破砕	730,122	698,767	708,678	660,160	650,083	764,364	655,900	662,789	652,730	645,810	658,168
ごみ収集+ごみ処分 計	9,729,374	9,652,848	9,515,514	9,550,428	9,362,519	9,939,377	10,194,679	10,485,047	10,095,675	10,260,989	10,819,628
資源物収集	1,499,773	1,484,640	1,480,468	1,494,191	1,535,281	1,615,650	1,604,710	1,656,606	1,649,999	1,719,238	1,802,449
資源物処分	1,373,614	1,308,247	1,324,353	1,251,169	1,263,925	1,318,613	1,303,364	1,389,168	1,275,685	1,283,840	1,301,319
資源物収集+資源物処分 計	2,873,387	2,792,887	2,804,821	2,745,360	2,799,206	2,934,263	2,908,074	3,045,774	2,925,684	3,003,078	3,103,768
総計	12,602,761	12,445,735	12,320,335	12,295,788	12,161,725	12,873,640	13,102,753	13,530,821	13,021,359	13,264,067	13,923,396

○ 仙台市廃棄物対策審議会

I 委員名簿

委員数 20 名（五十音順（正副会長を除く）、敬称略、★は前任者）

会 長	久 田	真	東北大学大学院工学研究科 教授 東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センター長
副会長	松八重	一 代	東北大学大学院環境科学研究科 教授
委 員	浅 野	郁 子 ★	仙台市小学校長会 仙台市立上野山小学校長（R2.9.30 まで）
	遠 藤	智 栄	地域社会デザイン・ラボ 代表
	大 内	利 通 ★	宮城県百貨店協会 事務局長（R2.9.30 まで）
	大 原	敦 子	仙台商工会議所女性会 常任委員
	小 沢	晴 司 ★	環境省東北地方環境事務所長（R2.8.24 まで）
	笠 原	建	東北百貨店協会 事務局長
	菅 野	澄 枝 ★	仙台市社会学級研究会 会長（R元.10.23 まで）
	齋 藤	敦 子	仙台市小学校長会 仙台市立中山小学校長
	齋 藤	孝 三 ★	宮城県再生資源商工組合 顧問（R2.9.30 まで）
	齋 藤	優 子	東北大学大学院環境科学研究科 准教授
	坂 上	温 香	日本チェーンストア協会東北支部
	佐 藤	貞 子 ★	仙台商工会議所女性会 常任委員（R2.9.30 まで）
	塩 谷	久仁子 ★	仙台弁護士会 弁護士（R2.9.30 まで）
	庄 司	俊 充 ★	仙台市議会議員（R2.9.30 まで）
	菅 原	博	（一社）仙台建設業協会 常任理事
	鈴 木	公 至	仙台市連合町内会長会 副会長
	多 田	千 佳	東北大学大学院農学研究科 准教授
	千 田	恵	仙台市社会学級研究会 会計
	中 山	隆 治	環境省東北地方環境事務所長
	西 澤	啓 文	仙台市議会議員
	沼 田	隆	宮城県再生資源商工組合 理事
	橋 本	啓 一	仙台市議会議員
	堀 江	俊 男 ★	仙台市連合町内会長会 副会長（R2.6.23 まで）
	三 田	恵 介 ★	仙台中央地区環境美化推進実行委員会 副委員長（R2.9.30 まで）
	山 田	政 彦	（一社）宮城県産業資源循環協会仙台支部 理事
	吉 田	美 緒	（公財）みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
	渡 邊	浩 一 ★	（一社）宮城県産業資源循環協会仙台支部（R2.9.30 まで）
	渡 邊	博 之	仙台中央地区環境美化推進実行委員会 委員長

2 審議の経過

開催年月日	議事内容
令和元年（2019年） 7月18日	令和元年度第1回審議会 ① 諮問 ② 「一般廃棄物処理基本計画」の改定について ③ 一般廃棄物処理実態等調査について
令和元年（2019年） 11月13日	令和元年度第2回審議会 ① 仙台市一般廃棄物処理基本計画（現行計画）の取り組み状況について ② 一般廃棄物処理実態等調査の実施状況について
令和2年（2020年） 3月30日	令和元年度第3回審議会 ① 一般廃棄物処理基本計画（現行計画）の評価について ② 一般廃棄物処理実態調査の結果について ③ 次期一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について
令和2年（2020年） 6月26日	令和2年度第1回審議会 ① 次期「仙台市一般廃棄物処理基本計画」について
令和2年（2020年） 7月29日	令和2年度第2回審議会 ① 仙台市一般廃棄物処理基本計画中間案（案）について ② 市民意見の募集等について
令和2年（2020年） 11月25日	令和2年度第3回審議会 ① 中間案に関する意見募集の実施結果について ② 仙台市一般廃棄物処理基本計画答申（素案）について
令和3年（2021年） 1月8日	令和2年度第4回審議会 ① 仙台市一般廃棄物処理基本計画答申について

○ 中間案に関する意見募集

【意見募集期間】

- 令和2年9月1日（火）から10月6日（火）

【周知方法】

- 市政だより、市ホームページへの掲載
- 市有施設への配架（各区役所・総合支所、市民センターなど97か所）
- 関係団体等に対する周知（環境団体、経済団体、町内会など1,850か所）
- せんだい Tube による音声付き概要説明資料の配信（総再生回数1,666回）※令和2年10月6日時点
- 説明会の開催（8回、参加者数計189名）
※「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」中間案とあわせて実施

【意見募集結果】

- 説明会における意見 46件（27名）
- パブリックコメントによる意見 43件（16名）

(参考) 仙台市廃棄物対策審議会関係法令等

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

昭和 45 年法律第 137 号

（廃棄物減量等推進審議会）

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○ 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成 5 年 3 月 18 日仙台市条例第 5 号

（廃棄物対策審議会）

第 7 条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 法第 5 条の 7 第 1 項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項

(2) 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項

(3) その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項

2 審議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

○ 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

平成5年3月31日仙台市規則第30号

（審議会の会長及び副会長の職務）

第4条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（審議会の部会）

第6条 条例第7条第7項に規定する部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

4 部会の会議については、前条（第3項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（審議会の庶務）

第7条 審議会の庶務は、環境局廃棄物事業部廃棄物企画課において行う。

（審議会の運営事項）

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○ 仙台市廃棄物対策審議会運営要領

平成8年7月11日仙台市廃棄物対策審議会決定

(趣旨)

第1条 仙台市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)の会議及び審議会の部会の会議の運営は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年仙台市条例第5号)及び仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成5年仙台市規則第30号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書で、その開催の1月前までに委員に招集通知を発しなければならない。

(議事録)

第3条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の議事の要点
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名しなければならない。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、審議会の会議が次の事項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第7条各号に掲げる非公開示情報を取り扱う場合
- (2) 会議に出席している委員が全員一致で、会議を公開することにより、公正・中立な審議が阻害され会議の目的が達成されないと認める場合

2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、市政情報センター及び区情報センターにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

○ 用語説明

【あ行】

アレマ・アクションプラン

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱防止についての基本的な考え方と具体的な施策を推進するため、平成11年12月に策定。本プランのもとでアレマキャンペーン等を実施している。

一般廃棄物

一般の家庭から排出される生活系廃棄物（生活ごみ）、事業所等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物（事業ごみ）及び「し尿」の総称のこと。

エコにこマイスター認定制度

仙台市環境配慮事業者認定制度のこと。事業者の環境に配慮した取り組みに応じてエコにこマイスター、エコにこゴールドマイスターの2つのランクで認定している。

エコフェスタ

市民団体、事業者及び市による「アメニティ・せんだい推進協議会」が主催するごみ減量・リサイクルや環境美化を含めた環境問題をテーマにした啓発イベント。平成3年度から毎年9月の第1日曜日に開催している。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

【か行】

拡大生産者責任

拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方のこと。

家庭ごみ

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類及び粗大ごみ以外のごみのこと。収集後は直接焼却処理される。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号。平成13年4月施行）。不要になったエアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機（家電4品目）を消費者が家電リサイクル券を購入する等でリサイクルに要するコストを負担し、小売業者等が回収、製造メーカーがリサイクルすることを義務付けている。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること。

クリーン仙台推進員・クリーンメイト

地域におけるごみの適正排出や減量・リサイクル等の取り組みのリーダー役として活動している方々で、町内会等からの推薦に基づき市長が委嘱している。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。平成14年5月全面施行）。特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を用いた一定規模以上の建築物等の解体工事や特定建設資材を使用する新築工事等について分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。平成25年4月施行）。家電4品目以外の使用済み小型電子機器（携帯電話やデジタルカメラ等）から有用な金属を回収するため、分別回収を促進している。

【さ行】

最終処分

焼却処理後の焼却灰や不燃物を埋立処分すること。最終処分を行う場所を最終処分場といい、廃棄物の性状によって構造基準や維持管理基準が定められており、本市では石積埋立処分場のことを指す。

雑がみ

古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のお菓子やティッシュの箱、はがき、包装紙等資源化可能な紙類のこと。

産廃Gメン

産業廃棄物適正処理監視指導員のこと。警察OBの会計年度任用職員を専任とし、主に産業廃棄物の不適正処理等に対し、原状回復や適正処理の指導を行っている。

事業ごみ

オフィスや商店等の事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物のこと。廃棄物処理法では、事業者自らの責任において、事業ごみ及び産業廃棄物を適正に処理することになっている。

資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。平成13年4月施行）。3Rを総合的に推進するため、再生資源のリサイクル、再生が容易な構造・材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用促進等を定めている。

集団資源回収

ごみ減量の推進と資源の有効利用を図るとともに地域コミュニティづくりを進めている。本市では、昭和48年に旧通商産業省から古紙回収モデル都市に指定され、事業の推進を目的とした奨励金を実施回数や回収量に応じて交付し、活動を支援している。

循環型社会

無駄なものを購入せず、ものを繰り返し大切に使用する等により、廃棄物の発生を抑制し、廃棄されたものは可能な限りリサイクルすることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷低減につながる社会のこと。

食品関連事業者

食品リサイクル法の対象となる食品の製造、加工、卸売又は小売（食品メーカー、スーパー等）及び食事の提供（飲食店、ホテル・旅館等）を行う事業者のこと。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号。平成 13 年 5 月施行）。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程における食品廃棄物の発生抑制と再生利用促進について定めている。

食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。令和元年 10 月施行）。食品ロスをなくすための取り組みや各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じる。本市では、一般廃棄物処理基本計画に内包する。

3R（スリーアール）

廃棄物の「リデュース（Reduce 発生抑制）」、「リユース（Reuse 再使用）」、「リサイクル（Recycle 再生利用）」の略称であり、循環型社会を構築するための行動 3 原則として位置づけられている。

生活ごみ

本市では、一般廃棄物のうち事業ごみ以外のごみをいう。家庭から排出される、「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」、「紙類」、「剪定枝」、「粗大ごみ」及び「臨時ごみ」等の総称のこと。

仙台まち美化サポート・プログラム

アレマ・アクションプランに基づき、「アダプト・プログラム」を採用して平成 13 年 10 月から実施している。

仙台まち美化ネットワーク

市民、事業者、市が連携・協力してごみの散乱を防止し、清潔で快適なまちづくりを推進することを目的として平成 12 年 8 月に設立した連絡組織のこと。

剪定枝

再資源化原料として再生利用することができる又はその可能性のある庭木等の枝又は幹のこと。本市では、平成 30 年度より家庭から出る剪定枝を無料で戸別又は自己搬入で収集し、資源化する事業を始めている。

粗大ごみ

本市では、最大の辺又は径がおおむね 30 cm を超え、重量がおおむね 100 kg 以下の耐久消費財等をいう。「大型ごみ」と称する自治体もある。

【た行】

大規模建築物所有者等

事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者のこと。多量排出事業者は年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者として認定されている。これらの事業者には、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、減量及び適正処理に関する計画書の提出、管理責任者の選任届出を義務付け、指導を行っている。

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取り組みにより、実質的にゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）を達成した社会のこと。

地域循環共生圏

各地域がその特性を活用した強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、各々の地域特性に応じて近隣地域と地域資源を補完し合うこと。

出前講座

市民・事業者への情報提供の一環として、市職員が市民等の要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業の説明を行うこと。

【は行】

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称のこと。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがある。

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio（生物）」と「Mass（量）」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

不適正排出

本市が定めるごみ排出ルールに違反してごみ集積所等へ排出する行為のこと。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第16条の規定に違反する行為のこと。同法第25条第1項第14号の規定により、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則がある。

プラスチック資源循環戦略

プラスチックの資源循環を総合的に推進するために国が定めた戦略のことで、「3R + Renewable（持続可能な資源）」を基本原則に掲げ、レジ袋の有料化義務化（令和2年7月1日施行）による消費者のライフスタイル変革、海洋プラスチック問題等の解決に向けた取り組みの推進、令和12年（2030年）までに容器包装等の使い捨てプラスチックを累積で25%排出抑制するなどの目標が示されている。

【や行】

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。平成12年4月完全施行）。家庭から排出されるごみの重量で約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ることを目的とし、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）はリサイクルすることが義務付けられている。

